2013年8月

発行登録追補目論見書

スウェーデン輸出信用銀行

スウェーデン輸出信用銀行2018年8月28日満期

メキシコ・ペソ建債券

－ 売　出　人 －

楽天証券株式会社

本目論見書に係る売出しがなされるスウェーデン輸出信用銀行 2018 年 8 月 28 日満期メキシコ・ペソ建債券（以下「本債券」といいます。）はメキシコ・ペソ貨をもって表示されておりますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります

本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに耐え得る投資家のみが本債券に対する投資を行って下さい。

無登録格付に関する説明書
（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用）

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第２号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っていません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成 25 年 7 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以　上

無登録格付に関する説明書
（スタンダード＆プアーズ・レーティングズ・サービシズ用）

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード＆プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：

スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第５号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、利息や元本が予定通り支払われることを保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P は、品質および量により信頼しうると判断した情報を利用して格付分析を行っております。しかしながら、S&P は、提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付および格付付与に利用した情報の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。

この情報は、平成 25 年 7 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以　上

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	23-外債 30-98
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 25 年 7 月 31 日
【発行者の名称】	スウェーデン輸出信用銀行 (AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)
【代表者の役職氏名】	社長　ピーター　インウェ (Peter Yngwe - President)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　　橋元　勉
【住所】	東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号　紀尾井町ビル 長島・大野・常松 法律事務所
【電話番号】	03-3288-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士　　橋元　勉
【住所】	東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号　紀尾井町ビル 長島・大野・常松 法律事務所
【電話番号】	03-3288-7000

【今回の売出金額】

1億150万メキシコ・ペソ（邦貨換算額　8億8,812万5,000円）

（ただし邦貨換算額は1メキシコ・ペソ＝8.75円（2013年7月29日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売相場）で換算されている。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成23年12月21日
効力発生日	平成24年1月4日
有効期限	平成26年1月3日
発行登録番号	23-外債30
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額　1兆円

【これまでの売出実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
23-外債30-1	平成24年1月6日	4億5,678万6,000円	該当事項なし	
23-外債30-2	平成24年1月10日	7億1,915万6,582円		
23-外債30-3	平成24年1月20日	4億6,166万円		
23-外債30-4	平成24年2月7日	4億8,042万円		
23-外債30-5	平成24年2月10日	5億116万8,000円		
23-外債30-6	平成24年2月17日	12億6,600万円		
23-外債30-7	平成24年2月17日	22億2,600万円		
23-外債30-8	平成24年2月21日	4億8,081万1,500円		
23-外債30-9	平成24年2月27日	4億8,796万8,000円		
23-外債30-10	平成24年2月29日	5億930万6,400円		
23-外債30-11	平成24年3月28日	2億8,119万円		
23-外債30-12	平成24年3月30日	16億3,620万円		
23-外債30-13	平成24年3月30日	152億9,831万2,000円		
23-外債30-14	平成24年4月12日	13億9,300万円		
23-外債30-15	平成24年4月17日	22億7,100万円		
23-外債30-16	平成24年4月17日	10億1,800万円		
23-外債30-17	平成24年4月18日	37億5,900万円		
23-外債30-18	平成24年5月8日	4億6,347万8,400円		
23-外債30-19	平成24年5月16日	200億2,000万円		
23-外債30-20	平成24年5月16日	2億8,731万3,600円		
23-外債30-21	平成24年5月22日	6億円		
23-外債30-22	平成24年5月28日	3億40万6,073円		
23-外債30-23	平成24年5月31日	3億9,554万3,543円		
23-外債30-24	平成24年5月31日	11億1,000万円		
23-外債30-25	平成24年5月31日	12億5,300万円		
23-外債30-26	平成24年5月31日	9億4,500万円		
23-外債30-27	平成24年5月31日	6億4,000万円		
23-外債30-28	平成24年5月31日	7億3,200万円		

23-外債 30-29	平成 24 年 6 月 1 日	4 億 4,620 万円	
23-外債 30-30	平成 24 年 6 月 5 日	1 億 5,520 万円	
23-外債 30-31	平成 24 年 6 月 8 日	4 億 866 万 1,000 円	
23-外債 30-32	平成 24 年 6 月 11 日	4 億 7,258 万 5,575 円	
23-外債 30-33	平成 24 年 6 月 15 日	3 億 9,352 万 3,200 円	
23-外債 30-34	平成 24 年 7 月 11 日	12 億 8,300 万円	
23-外債 30-35	平成 24 年 7 月 11 日	16 億 5,200 万円	
23-外債 30-36	平成 24 年 7 月 30 日	5 億 7,000 万円	
23-外債 30-37	平成 24 年 7 月 30 日	2 億 9,958 万 9,692 円	
23-外債 30-38	平成 24 年 7 月 31 日	4 億 1,736 万 6,144 円	
23-外債 30-39	平成 24 年 8 月 2 日	11 億 3,886 万円	
23-外債 30-40	平成 24 年 8 月 3 日	4 億 2,141 万円	
23-外債 30-41	平成 24 年 8 月 6 日	1 億 5,200 万円	
23-外債 30-42	平成 24 年 8 月 22 日	24 億 5,100 万円	
23-外債 30-43	平成 24 年 8 月 22 日	40 億 8,000 万円	
23-外債 30-44	平成 24 年 8 月 23 日	21 億 7,300 万円	
23-外債 30-45	平成 24 年 8 月 23 日	8 億 3,400 万円	
23-外債 30-46	平成 24 年 8 月 31 日	37 億 8,112 万 9,123 円	
23-外債 30-47	平成 24 年 8 月 31 日	6 億 5,999 万 4,355 円	
23-外債 30-48	平成 24 年 9 月 3 日	2 億 8,785 万円	
23-外債 30-49	平成 24 年 9 月 4 日	2 億 9,758 万 6,238 円	
23-外債 30-50	平成 24 年 9 月 5 日	2 億 3,180 万 4,000 円	
23-外債 30-51	平成 24 年 9 月 13 日	50 億 5,532 万 8,000 円 13 億 571 万 2,000 円 11 億 6,073 万 4,000 円	
23-外債 30-52	平成 24 年 9 月 13 日	8 億 9,000 万円	
23-外債 30-53	平成 24 年 9 月 13 日	14 億 8,300 万円	
23-外債 30-54	平成 24 年 9 月 18 日	6 億 6,582 万 6,416 円	
23-外債 30-55	平成 24 年 9 月 20 日	5 億 7,900 万円	
23-外債 30-56	平成 24 年 11 月 1 日	5 億 7,600 万円	
23-外債 30-57	平成 24 年 11 月 2 日	2 億 9,340 万円	
23-外債 30-58	平成 24 年 11 月 16 日	2 億 6,871 万 840 円	
23-外債 30-59	平成 24 年 11 月 30 日	9 億 5,160 万円	
23-外債 30-60	平成 24 年 12 月 28 日	2 億 3,857 万 6,000 円	
23-外債 30-61	平成 25 年 1 月 7 日	6 億 5,142 万円	
23-外債 30-62	平成 25 年 1 月 7 日	2 億 2,910 万円	
23-外債 30-63	平成 25 年 1 月 8 日	5 億 5,930 万円	
23-外債 30-64	平成 25 年 1 月 18 日	310 億円	
23-外債 30-65	平成 25 年 2 月 12 日	30 億 3,324 万円 72 億 22 万 8,744 円	
23-外債 30-66	平成 25 年 2 月 12 日	2 億 3,840 万円	
23-外債 30-67	平成 25 年 2 月 12 日	3 億 4,840 万円	
23-外債 30-68	平成 25 年 3 月 4 日	7 億 8,939 万 9,000 円	
23-外債 30-69	平成 25 年 3 月 4 日	4 億 467 万円	
23-外債 30-70	平成 25 年 3 月 4 日	2 億 1,019 万 5,000 円	
23-外債 30-71	平成 25 年 3 月 4 日	22 億 1,782 万 6,000 円	

23-外債 30-72	平成 25 年 3 月 4 日	6 億 8,663 万 7,000 円		
23-外債 30-73	平成 25 年 3 月 5 日	3 億円		
23-外債 30-74	平成 25 年 3 月 8 日	5 億 556 万円		
23-外債 30-75	平成 25 年 3 月 13 日	12 億 9,300 万円		
23-外債 30-76	平成 25 年 3 月 13 日	9 億 7,000 万円		
23-外債 30-77	平成 25 年 3 月 13 日	5 億 4,700 万円		
23-外債 30-78	平成 25 年 3 月 13 日	6 億 620 万円		
23-外債 30-79	平成 25 年 3 月 13 日	15 億 5,662 万 2,130 円		
23-外債 30-80	平成 25 年 3 月 25 日	31 億 9,200 万円		
23-外債 30-81	平成 25 年 3 月 25 日	41 億 5,700 万円		
23-外債 30-82	平成 25 年 3 月 25 日	18 億 4,800 万円		
23-外債 30-83	平成 25 年 5 月 1 日	1 億 9,328 万円		
23-外債 30-84	平成 25 年 5 月 2 日	8 億 5,090 万 5,000 円		
23-外債 30-85	平成 25 年 5 月 2 日	5 億 241 万 4,380 円		
23-外債 30-86	平成 25 年 5 月 2 日	16 億 8,120 万円		
23-外債 30-87	平成 25 年 5 月 2 日	9 億 6,640 万円		
23-外債 30-88	平成 25 年 5 月 24 日	6 億 4,605 万円		
23-外債 30-89	平成 25 年 5 月 24 日	5 億 8,227 万円		
23-外債 30-90	平成 25 年 5 月 28 日	14 億 7,807 万円		
23-外債 30-91	平成 25 年 5 月 31 日	11 億 6,480 万 4,000 円		
23-外債 30-92	平成 25 年 6 月 3 日	1 億 7,916 万円		
23-外債 30-93	平成 25 年 6 月 17 日	46 億 5,466 万円 59 億 3,978 万円 20 億 5,400 万円		
23-外債 30-94	平成 25 年 7 月 29 日	27 億 9,500 万円		
23-外債 30-95	平成 25 年 7 月 29 日	6 億 7,800 万円		
23-外債 30-96	平成 25 年 7 月 29 日	5 億 1,300 万円		
23-外債 30-97	平成 25 年 7 月 31 日	1,306 万 5,624 トルコ・リラ （6 億 7,049 万 6,190 円）（注 1）		
実績合計額		1,841 億 6,105 万 4,125 円（注 2）	減額総額	0 円

（注 1）　本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは 2013 年 8 月 28 日に行われる予定でまだ完了していない。日本円による金額は 100 円＝1.94865 トルコ・リラ（トルコ中央銀行が公表した 2013 年 7 月 26 日（イスタンブール時間）の直物売買相場為替の気配値(仲値)）で換算されている。

（注 2）　実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）

8,158 億 3,894 万 5,875 円

（発行残高の上限を記載した場合）
該当事項なし

【残高】
該当事項なし

【縦覧に供する場所】
該当なし

目　　次

頁

第一部　証　券　情　報 …… 1

第１　募集債券に関する基本事項 …… 1

第２　売出債券に関する基本事項 …… 1

1　売出要項 …… 1

2　利息支払の方法 …… 3

3　償還の方法 …… 4

4　元利金支払場所 …… 5

5　担保又は保証に関する事項 …… 7

6　債券の管理会社の職務 …… 7

7　債権者集会に関する事項 …… 8

8　課税上の取扱い …… 9

9　準拠法及び管轄裁判所 …… 11

10　公告の方法 …… 11

11　その他 …… 12

第３　資金調達の目的及び手取金の使途 …… 15

第４　法　律　意　見 …… 16

第二部　参　照　情　報 …… 17

第１　参照書類 …… 17

第２　参照書類の補完情報 …… 17

第３　参照書類を縦覧に供している場所 …… 17

発行登録書の提出者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面 …… 18

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実 …… 20

有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを
要約した書面 …… 67

第一部　【証　券　情　報】

第１　【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第２　【売出債券に関する基本事項】

１　【売　出　要　項】

(1)　　【売　出　人】

会　社　名	住　　所
丸福証券株式会社 阿波証券株式会社 愛媛証券株式会社 楽天証券株式会社	新潟県長岡市東坂之上町二丁目１番地１ 三井生命長岡ビル 徳島県徳島市寺島本町西一丁目５番地 愛媛県松山市一番町四丁目１番 11 号 東京都品川区東品川四丁目 12 番３号

(2)　【売出債券の名称及び記名・無記名の別】	スウェーデン輸出信用銀行 2018 年８月 28 日満期 メキシコ・ペソ建債券（以下「本債券」という。）（注 7） 無記名式
(3)　【券面総額】	１億 150 万メキシコ・ペソ（注 1）
(4)　【各債券の金額】	１万メキシコ・ペソ（各本債券の額面金額および計算基礎額）
(5)　【売出価格及びその総額】	額面金額の 100.00％ １億 150 万メキシコ・ペソ
(6)　【利率】	計算基礎額に対して年 4.00％
(7)　【償還期限】	2018 年８月 28 日（ロンドン時間）
(8)　【売出期間】	2013 年８月１日から 2013 年８月 28 日まで
(9)　【受渡期日】	2013 年８月 30 日（日本時間）
(10)　【申込取扱場所】	売出人の日本における本店および各支店（注 2）

(11)　　【売出しの委託契約の内容】

該当なし

(12)　　【債券の管理会社】

該当なし

財 務 代 理 人

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店（Deutsche Bank AG, London Branch）

連合王国 ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート １ ウィンチェスター・ハウス

（Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom）

（以下「財務代理人」といい、財務代理人であるドイチェ・バンク・アーゲーを継承する者を含む。）

(13)　【振替機関】

該当なし

(14)　【財務上の特約】

担 保 提 供 制 限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）をも設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

(注 1)　本債券のユーロ市場における発行総額は 1 億 150 万メキシコ・ペソである。

(注 2)　本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人から、あらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出しなければならない。

本債券についての申込単位は、1 万メキシコ・ペソ以上、1 万メキシコ・ペソ単位とする。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行わない。なお、本債券の券面に関する事項については下記「11　その他 (2) 本債券の様式」を参照のこと。

(注 3)　本債券は、Aktiebolaget Svensk Exportkredit（スウェーデン輸出信用銀行）の金額無制限継続債券発行プログラム（以下「プログラム」という。）および本債券に関するプライシング・サプルメントに基づき、2013 年 8 月 29 日（以下「発行日」という。）に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注 4)　本債券は、アメリカ合衆国 1933 年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションＳにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、1986 年合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(注 5)　本書中の「発行者」または「SEK」とはスウェーデン輸出信用銀行（Aktiebolaget Svensk Exportkredit）を指す。発行者の事業年度は 1 月 1 日から同年の 12 月 31 日までである。

(注 6)　別段の記載のない限り、本書中の「メキシコ・ペソ」はメキシコ合衆国の法定通貨であるメキシコ・ペソを、「クローナ」はスウェーデンクローナを、「円」は日本円を、「ユーロ」は経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された単一通貨で、ユーロの導入に関する 1998 年 5 月 3 日の EU 理事会規則 No 974/98 の第 2 条（その後の修正を含む。）に定義されているものを指す。2013 年 7 月 29 日現在における株式会社三菱東京 UFJ 銀行発表の（ｉ）クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 クローナ＝15.56 円、（ii）ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 ユーロ＝131.66 円および（iii）メキシコ・ペソの日本円に対する対顧客電信売相場は、1 メキシコ・ペソ＝8.75 円であった。

(注 7)　本債券に関し、発行者の申込により、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または当該信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

本書の日付現在、発行者は、その長期非劣後債券（外貨建）につき、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より Aa1 の格付を、またスタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）より AA+の格付を付されている。

本債券について、本書の日付現在において個別の格付は取得していない。

ムーディーズおよび S&P は、信用格付事業を行っているが、本書の日付現在、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第 313 条第 3 項第 3 号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよび S&P については、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 2 号）およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第 5 号）が登録されており、各信用格付の前提、意

義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（http://www.moodys.co.jp）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード＆プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（http://www.standardandpoors.com/home/jp/jp）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（http://www.standardandpoors.com/ratings/unregistered/jp/jp）に掲載されている「格付けの前提･意義･限界」において、それぞれ公表されている。

2 【利息支払の方法】

(1) 各本債券の利息は、各本債券の計算基礎額に対して年4.00％の利率で、利息起算日である2013年8月30日（当日を含む。）からこれを付し、2014年2月28日を初回として、償還期限の2018年8月28日を最終回とする、毎年2月28日および8月28日の年2回（以下それぞれ「利払期日」という。）に、利息起算日または直前の利払期日（当日を含む。）からそれぞれの利払期日（当日を含まない。）までの期間についての利息（各本債券の計算基礎額につき2014年2月28日の初回利払期日については197.78メキシコ・ペソ、その後の各利払期日についてはそれぞれ200.00メキシコ・ペソ）を後払いする。

各本債券には、償還日以降は利息が付されない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合は、各本債券に対し、（ｉ）当該本債券に関してその日までに支払期日が到来している全額が所持人によりもしくはそのために受領された日、または（ⅱ）財務代理人が所持人に対して、財務代理人が本債券に関して通知から7日後の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から7日目の日（ただし、その後の支払に不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、本「2　利息支払の方法」に従って、継続して利息が付される。

「償還金額」とは、適宜、下記「3　償還の方法」の「(1) 満期における償還」、「(2) 税制上の理由による満期前償還」、「(3) 違法性を理由とする期限前償還」または下記「11　その他 (1) 債務不履行事由」により償還されるメキシコ・ペソによる償還金額を意味する。

(2) 各本債券につき、利息金額が指定されていない期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本債券の計算基礎額に上記利率を適用し、その積に下記の算式に基づき当該期間の日数を360で除して算出される商を乗じて得られた数値（0.01メキシコ・ペソ未満を四捨五入）に、更に本債券の額面金額を計算基礎額で除した割合を乗ずることにより計算される。

$$\text{日数計算} = \frac{[360\times(Y2-Y1)]+[30\times(M2-M1)]+(D2-D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

ただし、当該期間の日数は、当該期間の初日（当日を含む。）から当該期間の末日（当日を含まない。）までを計算する。

3 【償還の方法】

(1) 満期における償還

本債券が期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は、発行者により 2018 年 8 月 28 日の償還期限に、各本債券の額面金額 1 万メキシコ・ペソにつき、1 万メキシコ・ペソで償還される。

(2) 税制上の理由による満期前償還

以下の場合、本債券は、発行者の選択により、30 日以上 60 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、各本債券につき、期限前償還金額で、その全部（一部は不可。）を随時償還することができる。

（イ） 発行者が、スウェーデン王国またはスウェーデン王国のもしくはスウェーデン王国内の下部行政主体もしくは課税当局の法令に対する変更または修正、またはかかる法令（管轄裁判所の判決を含む。）の適用もしくは公的解釈における変更（発行日以後に生じたものに限る。）が生じたことにより、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に定められたまたは記載された追加額を支払わなければならないかまたは支払う義務を負うことになる場合であって、かつ

（ロ） 発行者が、発行者に対して利用可能な合理的な措置を講じても、当該義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還の通知は、もしその時点で本債券に関する支払期日が到来しているとしたならば、発行者が当該追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の 90 日以上前にはなされないものとする。

本段落に基づく償還の通知に先立ち、発行者は財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利を有することを記載し、かかる償還をなすための発行者の権利の前提条件が発生していることを示す事実を表明した、発行者の執行委員会（Executive Committee）の 2 名の委員により署名された証明書を交付する。本項において述べているかかる通知の期間の満了により、発行者は、本項に従って本債券を償還する義務を負う。

本書において、「期限前償還金額」とは、各本債券の額面金額 1 万メキシコ・ペソにつき、1 万メキシコ・ペソに償還される日（当日を含まない。）までの経過利息（もしあれば）を付した金額を意味する。

(3) 違法性を理由とする期限前償還

本債券に基づく発行者の義務の履行または本債券に基づく発行者のポジションをヘッジするためのあらゆる取り決めが、全部または一部を問わず、現在または将来において適用ある、政府、行政、立法もしくは司法に関する権限を有する者による法、規則、規制、判断、命令もしくは通達を遵守した結果またはそれらの解釈により、非合法、違法もしくは禁止事項となった、またはそうなるであろうと計算代理人が誠意をもって決定した場合には、発行者は、下記「10 公告の方法」に従い 3 日以上 30 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、本債券の全部（一部は不可。）を期限前償還金額で償還することができる。

「計算代理人」とは、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシーまたは適法に授権されたその後継者をいう。

(4)　買　入　消　却

発行者は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券は、保有、再販売、または消却のために提出できる。

本項に基づき消却のために提出されたすべての本債券は、（期限未到来の利札すべてが付されているか、共に提出されたことを条件として）即時に消却されるものとし、再販売または再発行することはできない。

4 【元利金支払場所】

(1)　当初の支払代理人およびその指定事務所：

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店（Deutsche Bank AG, London Branch）

連合王国　ロンドン市　EC2N 2DB　グレート・ウィンチェスター・ストリート　1　ウィンチェスター・ハウス

（Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, United Kingdom）

ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー（Deutsche Bank Luxembourg S.A.）

ルクセンブルク市　L-1115　ブールバール・コンラート・アデナウアー　2

（2 Boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxembourg）

ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービシズ（アイルランド）リミテッド

（Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited）

アイルランド　ダブリン 1　インターナショナル・ファイナンシャル・サービシズ・センター　ハーバーマスター・プレイス　5

（5 Harbourmaster Place, International Financial Services Centre, Dublin 1, Ireland）

（以下「支払代理人」といい、財務代理人契約（下記「6　債券の管理会社の職務」に定義される。）に従って選任された代替または追加の支払代理人を含む。）

発行者は、いつでも、支払代理人（財務代理人を含む。）の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人を指名する権利を有する。ただし、発行者は、常に（ｉ）財務代理人を維持し、（ⅱ）2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、税金を源泉徴収または控除する義務を負わない欧州連合加盟国内に支払代理人を維持し、また（ⅲ）FATCA 源泉徴収（下記(4)に定義される。）を控除されることなく本債券に基づく支払を受領する権利を有する支払代理人を維持する。支払代理人は、いつでも、その指定事務所を、同一の都市にある他の事務所に変更する権利を有する。支払代理人またはその指定事務所の変更の通知は、下記「10　公告の方法」に従って所持人に対して速やかに行われる。

(2)　元本：　元本の支払は、メキシコ・シティに所在する銀行宛振出のメキシコ・ペソ建小切手により、または受取人がメキシコ・シティに所在する銀行に維持するメキシコ・ペソ建の口座への送金により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

利息：　利息の支払は、下記 (3) を条件として、上記元本の場合と同じ方法により、米国外に所在する関連ある支払代理人の指定事務所においてしかるべき利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

ニューヨークにおける支払：　（ⅰ）発行者が、支払期日到来時に支払われるべき通貨により本債券に関する利息の全額を支払代理人が支払うことができると合理的に予測して、米国外の支払代理人を指名する場合、（ⅱ）当該支払代理人すべての事務所におけるかかる利息の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により妨げられる場合、および（ⅲ）支払が適用ある米国法により許容される場合には、元本または利息の支払はニューヨークにおける支払代理人の指定事務所でなされる。

(3)　支払期限の到来した利札に関する以外の利息の支払は、米国外（または上記（2）の第3段落により許容される場合にはニューヨーク）に所在する支払代理人の指定事務所において、関連ある本債券を呈示することによってのみなされる。

(4)　財務法に従った支払：　本債券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、(i) 支払場所において適用ある財務またはその他の法令に従うものとするが、下記「8　課税上の取扱い　(1) スウェーデン王国の租税」の規定を害しないものとし、また、(ii) 下記「8　課税上の取扱い　(1) スウェーデン王国の租税」の規定にかかわらず、1986年合衆国内国歳入法第1471条(b)項に記載された契約に従って要求される源泉徴収もしくは控除、またはその他の同歳入法第1471条から第1474条、同歳入法に基づく規定もしくは契約、その正式な解釈、もしくはこれらに対する政府間の提案を実施するあらゆる法律に従って課税される源泉徴収もしくは控除に従うものとする（以下「FATCA 源泉徴収」という。）。かかる支払につき、本債券または利札の所持人に対して、いかなる手数料または費用も課せられない。

(5)　本債券が、これに関するすべての期限未到来の利札が付されずに呈示された場合は、欠けた利札の総額に等しい金額が支払われるべき元本金額から差し引かれる。ただし、支払可能な総額が支払われるべき元本金額に満たない場合は、当該欠けた利札の総額のうち、実際に支払可能な総額の支払われるべき元本金額に対する割合に相当する金額が差し引かれる。

このようにして差し引かれた元本金額はそれぞれ、関連ある欠けた利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えに支払われる。

(6)　本債券または利札のいずれかに関するある金額の支払期日が、支払に関する営業日でない場合、かかる支払期日は翌営業日まで延長され（ただし、直後のかかる営業日が翌月の日となる場合には、直前の営業日とする。）、その所持人は、かかる期日まで当該金額の支払を受ける権利を有しない。かかる調整によりいかなる追加利息その他一切の支払も行われることはない。

「営業日」とは、(A) 支払に関しては、(a) 商業銀行および外国為替市場がロンドン、ニューヨーク、東京およびメキシコ・シティにおいて一般に支払の決済を行う日であり、(b)（ⅰ）呈示または提出場所において、持参人払式証券の呈示および支払のためまたは債券の券面の提出のために、および外国為替取引のために、銀行が営業を行う日であり、また（ⅱ）口座への送金による支払の場合は、ロンドン、ニューヨーク、東京およびメキシコ・シティにおいて外国為替取引が行われる日であり、また(B)通知の送付に関連する事項については、「営業日」とは、ロンドン、ニューヨーク、東京およびメキシコ・シティにおいて営業を行っている日をいう。

(7)　支払代理人が、支払のために支払代理人に対して呈示された本債券または利札のいずれかにつき、その一部を支払う場合、当該支払代理人は、その支払金額と日付を含む記載を当該本債券または利札に裏書する。

(8)　大券に関するすべての支払は、支払代理人または支払代理人が指図する者に対する大券の呈示、また（すべての経過利息とともに元本を完済する場合には）大券の提出によりなされ、本債券に関する発行者の対応する債務を弁済および免責する効果を有する。大券に関する元利金の支払がなされる各場合において、発行者はかかる支払の旨が大券付属の別紙に記入されるようにする。

(9)　計算代理人が、誠実に、その単独かつ完全なる裁量により、発行者の支配の及ばない事由によりメキシコ・ペソで支払うことができないと判断する場合（以下「通貨障害事由」という。）、通貨障害事由の発生後に本債券または利札に関して支払われるべき金額の支払は、米ドルで行われるものとする（計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により決定する、メキシコ・ペソ建の当該支払われるべき金額と同等の金額）。通貨障害事由の通知（かかる通知は取消不能とする。）は、下記「10 公告の方法」に従って所持人になされるものとする。

(10)　本書においては、「メキシコ・ペソ」には、メキシコ合衆国の法定承継通貨（以下「承継通貨」という。）が含まれるとみなされる。約定日（以下に定義される。）以降、利払期日、早期償還日または償還期限以前のいずれかの時に、メキシコ合衆国が約定日現在に有効であったその通貨または承継通貨（以下「原通貨」という。）を別の承継通貨のために適法に廃止し、変換し、通貨の呼称単位を変更し、または交換する場合、本書に基づく金額を計算するため、原通貨は、原通貨の額を原通貨に対する承継通貨の比率で乗じることにより承継通貨に転換される。かかる比率は、廃止、変換、呼称単位の変更または交換が行われた日に原通貨を承継通貨に転換するために計算代理人の単独かつ完全なる裁量によりメキシコ合衆国が設定した交換レートに基づき計算される。かかる日が複数ある場合には、計算代理人がその単独かつ完全なる裁量により関連ある利払期日、関連ある早期償還日または償還期限（場合による）の直近日を選択するものとする。

「約定日」とは、2013 年 7 月 22 日をいう。

5 【担保又は保証に関する事項】

本債券は、法律により（ただし、契約にはよらない。）強制的に優先される債務を除き、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者のその他のすべての現在および将来における未履行の無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

6 【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務

(1)　発行者は、支払期日が到来した本債券に関する利息および元本、または償還金額（場合による。）を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日以前に、当該本債券に関してその時点で支払われるべき元本、償還金額または利息（場合による。）に相当する金額を支払う。

発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において（ただし、期限が到来しているか否かを問わない。）、財務代理人は、当該支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、上記「4　元利金支払場所」の記載に従い、当該支払代理人により支払われた金額と同額を当該支払代理人が財務代理人に対する通知により指定した銀行への振込の方法により支払う。

(2)　本債券または利札を喪失、盗失、汚損、毀損または滅失した場合、すべての適用ある法律に従い、請求者が再発行におけるすべての費用を支払い、かつ、発行者および財務代理人が要求する証拠、担保、補償およびその他の条件を満たした場合、財務代理人の指定事務所において、かかる本債券または利札は再発行される。汚損または毀損した本債券または利札は、再発行される前に提出されなければならない。

(3)　財務代理人は、発行者、ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店、ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー、ドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズおよびドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービシズ（アイルランド）リミテッドとの間で締結された 2013 年 4 月 4 日付財務代理人契約（その後の修正または補足を含み、以下「財務代理人契約」という。）に定めるその他の義務および職務を遂行する。

7　【債権者集会に関する事項】

財務代理人契約は、本債券に適用される要項の修正または放棄を含め、本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を開催するための規定を有する。

発行者は、何時にても債権者集会を招集することができ、または本債券の元本残高の 10 分の 1 以上を有する本債券の所持人の書面による要求があった場合には、本債券の債権者集会を招集しなければならない。招集の日時および場所を記載した少なくとも 21 日前の通知が本債券の所持人に付与される。

かかる集会において、本債券もしくは議決権証書を保有しているか、または代理人であり、かつ本債券の元本残高の過半数を保有し、もしくは代表する 1 名以上の者（発行者およびそのノミニーを除く。）が出席した場合には、議題の審議のための定足数を構成する。

集会に提出された各議案は、先ず挙手により決定されるものとし、可否同数の場合には、議長が挙手および投票の双方に関して、本債券の所持人として有する議決権（もしあれば）に加えて、決定票を有する。

債権者集会は、本債券に関して、要項中の規定に従うことを条件として、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」第 17 項以前に記載されている規定により付与される権限に加えて、当該「債権者集会に関する規定」により第三者に付与される権限を損なうことなく、特別決議により行使可能な次の権限を有する。

(a)　本債券の所持人または利札の所持人の発行者に対する権利に関して、かかる権利が本債券その他に基づき生じるかどうかにかかわらず、変更、廃止、修正、和解または調整につき、発行者の提案を承認する権限。

(b)　本債券を、発行者もしくは設立済もしくは設立予定のその他の法人の他の債務証書もしくは証券に交換、代替または転換することを承認する権限。

(c)　本債券もしくは利札、要項、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」または財務代理人契約に記載されている条項に関して、発行者が提案する変更に同意する権限。

(d)　本債券に適用される要項に基づく義務の発行者による違反もしくはそのおそれ、または本債券に適用される要項に基づき債務不履行事由を構成することになる作為もしくは不作為に関して、権利を放棄し、または容認する権限。

(e)　財務代理人またはその他の者に対して、特別決議を実行し、その効力を発生させるために必要な一切の書類、行為および事項の協力、作成および実施を授権する権限。

(f)　本債券に適用される要項に基づき特別決議により付与されることが必要な権能、指図または承認を付与する権限。

(g)　本債券に関して、本債券の所持人の権利を代表する受任者として、何人（本債券の所持人であるかどうかを問わない。）かを任命し、またかかる本債券の所持人が特別決議により自ら行使することができる権能または裁量権を、当該受任者に付与する権限。

適法に招集され、開催された本債券に関する債権者集会で可決された特別決議は、当該集会への出席の有無を問わず、すべての本債券の所持人を拘束し、また本債券に関するすべての利札所持人を拘束するものとし、かつこれに応じて、本債券および利札の各所持人は、本債券に関して、かかる決議の効力を承認することを義務づけられるものとする。かかる決議の可決は、当該決議がなされた状況が可決を正当化するものであったことの確定的な証拠であるものとする。

「特別決議」とは、財務代理人契約書添付の「債権者集会に関する規定」の条項に従い適法に招集され、開催された本債券の債権者集会において、行使された議決権の 4 分の 3 以上の多数により可決された決議を意味する。

8 【課税上の取扱い】

(1) スウェーデン王国の租税

(ｉ) 追加額支払

本債券に関する元本および利息の一切の支払は、スウェーデン王国またはスウェーデン王国内の課税当局によりまたはそのために現在または将来賦課される一切の種類の税金その他の課徴金を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除の後に本債券または利札の所持人（場合による。）が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札（場合による。）に関して受領するはずであった元本および利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、支払のために呈示される本債券または利札に関してかかる追加額は支払われない。

（イ） 本債券または利札の所持以外にスウェーデン王国と関連を有することを理由として、本債券または利札に関する税金または課徴金が賦課される本債券または利札の所持人によるまたはそのための呈示である場合。

（ロ） 所持人が、非居住者である旨の宣言その他類似の免除請求を関連課税当局に行うことによりかかる源泉徴収または控除を回避することが可能である場合。

（ハ） 関連日後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、所持人がかかる 30 日目の日に支払のために呈示をしていたならば受領する権利を有していた追加額を除く。

（ニ） かかる源泉徴収または控除が、個人または欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC で定義された意味における残余事業体への支払に対して課されたものであり、また 2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令 2003/48/EC、その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、かかる源泉徴収または控除がなされるよう要求される場合。

（ホ） 関連ある本債券または利札を欧州連合加盟国における他の支払代理人に対して呈示することによりかかる源泉徴収または控除が回避されたであろう当該本債券または利札の所持人によるまたはそのための呈示である場合。

本書における「関連日」とは、(a) かかる支払に関して支払期日が最初に到来する日、または(b)財務代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、「10 公告の方法」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が所持人に対してなされた日、のいずれか遅い方の日を指す。

本債券に関する元本および利息には、本「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に基づいて支払われる追加額が含まれる。

（ⅱ） 課税管轄

発行者がスウェーデン王国以外の課税管轄に服することとなる場合、本書中のスウェーデン王国には、スウェーデン王国およびかかるその他の管轄が含まれると解される。

(2) 日本国の租税

以下は、2013年7月31日現在公布されている日本国の租税に関する法令（2016年1月1日以後に支払を受けるべき本債券の利息、2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差損益、及び2016年1月1日以後に本債券を譲渡した場合の譲渡損益に関する部分は未施行）に基づく、日本国の居住者である個人および内国法人についての本債券に関する課税の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

本債券の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3第1項に定義される支払の取扱者（原則として売出人を含む。）を通じて交付される場合には、同法第3条の3第6項に定義される公共法人等、金融機関および金融商品取引業者等を除いて、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の源泉所得税が課される。源泉所得税額は、その利子につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限の下で、法人税および地方税から控除することができる。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016年1月1日以後に支払を受けるべき本債券の利息は、原則として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）および5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合のその差額は、日本国の居住者の場合、その所得税法の取扱いについて明確な規定がないため疑義なしとはしないが、当該差額は償還差益として取り扱われ、雑所得として区分され、総合課税の対象となる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となると考えられる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を下回る場合のその差額は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該差額は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016年1月1日以後に本債券の償還を受けた場合の償還差損益は、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%））及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

本債券の譲渡による損益は、日本国の居住者の場合は、原則として、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされる。内国法人の場合は、当該譲渡所得は課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となる。上記にかかわらず、日本国の居住者が、2016年1月1日以後に本債券を譲渡した場合には、その譲渡損益は、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

なお、2016年1月1日以後に申告分離課税の対象となる、本債券の利息、償還差損益、及び譲渡損益は、一定の条件で、他の債券や上場株式等の譲渡所得等と損益通算を行うことができる。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

(1) 準拠法

本債券、財務代理人契約およびプログラムに基づき発行される債券に関して発行者によって作成された2013年4月4日付約款（その変更または補足を含み、以下「約款」という。）ならびにそれらに起因もしくは関連して生じる契約外の義務は、英国法に準拠する。

(2) 英国の裁判所

英国の裁判所は、本債券に起因もしくは関連して生じる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有する。

(3) 適切な法廷

発行者は、英国の裁判所が紛争を解決する最も適した都合の良い裁判所であり、したがって、英国の裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。

(4) 英国外で訴訟手続を行う所持人の権利

上記（2）の規定は、所持人のみのためのものである。したがって、本「9 準拠法及び管轄裁判所」に記載されている事項により、所持人が管轄権を有するその他の裁判所で紛争に関連する訴訟手続（以下「訴訟手続」という。）を行うことを妨げられるものではない。所持人は、法律により許容される範囲において、複数の管轄地で同時に訴訟手続を行うことができる。

(5) 送達受領代理人

発行者は、訴訟手続を開始させる書面およびかかる訴訟手続に関連して送達を要するその他の書面が現在はロンドン市 NW1 5RA、オールド・メリルボーン・ロード259-269（259-269 Old Marylebone Road, London NW1 5RA）（またはその時々の英国における住所）に所在するビジネススウェーデン - スウェーデン貿易投資公団（Business Sweden - The Swedish Trade and Invest Council）のその時々における商務参事官（Trade Commissioner）に交付されることによって発行者に送達されうることに合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、いずれかの本債券の所持人の書面による請求により英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任する。かかる選任が15日以内に行われないときには上記の本債券の所持人は発行者へ通知することによりかかる者を選任する権限を与えられる。本段落の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する所持人の権利に影響を与えるものではなく、英国およびその他の管轄地における訴訟手続に適用される。

10 【公 告 の 方 法】

すべての本債券が恒久大券（または恒久大券および仮大券）により表章され、かかる恒久大券（または恒久大券および仮大券）がユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（各々、下記「11 その他（2）本債券の様式」に定義される。）またはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託されている間は、所持人への通知は関連する通知をユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に交付することによりなすことができ、この場合、当該通知は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に交付された日に所持人になされたものとみなされる。

発行者に対する通知は、発行者に対して、Klarabergsviadukten 61-63, P.O. BOX 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden（または本段落に従って通知されたその他の住所および/もしくは宛先）宛に交付され、かつその外側に「Urgent： Attention： Back Office」と明記されていた場合に、有効になされたものとみなされ、かかる交付の時点をもって有効になされたものとみなされる。ただし、当該交付日がストックホルム市において営業が行われる日ではない場合、通知はストックホルム市における直後の営業が行われる日において有効になされたものとみなされる。

11 【そ　の　他】

(1)　債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債券の所持人は、発行者に対する書面による通知を行うことにより（かかる通知は、発行者の受領により効力を生じ、かかる効力発生の日を以下「通知日」という。）、当該本債券が直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は支払期日までの経過利息とともに、かかる通知日より前に当該債務不履行事由が治癒されない限り、直ちに期限が到来し、額面金額にてメキシコ・ペソで償還される。

(i)　発行者が本債券のいずれかに関する支払期日が到来したいずれかの支払を 15 日を超えて怠った場合。

(ii)　発行者がいずれかの本債券に基づく発行者のいずれかのその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ、本債券の所持人が発行者に対し当該懈怠の治癒を要求する書面による通知をなした後 30 日間当該懈怠が継続した場合。

(iii)　いずれかの者が、発行者の借入金債務に関する債務不履行によって発行者の当該借入金債務の期限前の返済を正当に要求する権利を付与され、かつ、実際にそれを要求し、または当該借入金債務のための担保権を正当に実行する権利を付与され、かつ、実際にそれを実行し、または発行者が当該債務の返済をその履行期日もしくはその適用ある猶予期間の終了時において返済することを怠り、または借入金債務に関し発行者により与えられた保証の期限が到来し、かつ、請求を受けたにもかかわらず履行されなかった場合。ただし、本（ハ）記載のいずれかの事由が発生しても、当該債務または当該保証に基づく発行者の責任が 1,000 万米ドルまたは当該発生事由に係る義務の表示通貨におけるその相当額を超えない場合は、債務不履行事由を構成しない。

(iv)　いずれかの管轄裁判所において、発行者に対し破産または支払不能の手続が提起され、その開始から 60 日間却下または停止されなかった場合、または発行者が清算された場合、または発行者が自己もしくはその資産の重要な一部について管理人、管財人、清算人、受託者、仲裁人の選任を仲裁機関もしくは当局に申請し、もしくはそれらの指名がなされた場合、またはその他の方法により、会社更生、会社整理、その債務の再調整、解散もしくは清算に関する適用ある管轄地の法律、規則もしくは命令に基づく和解をし、もしくは手続を開始した場合、または期限の到来した自己の債務を支払うことができず、もしくはその支払不能を認めた場合。

本書において、「者」とは、法人格を有するか否かにかかわらず、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、組合、団体、国家または国家機関その他のいずれかとする。

(2)　本債券の様式

本債券は、当初、無利札の仮大券（以下「仮大券」という。）の様式とする。仮大券は、発行日頃にユーロクリア・バンク・エスエー / エヌブイ（本書において「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（本書において「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）およびその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託される。

本債券の仮大券は、発行日から少なくとも 40 日目の日（以下「交換日」という。）以後、非米国人実質所有証明書により、その全部または一部を、利札が付されていない恒久大券の持分に交換することができる。恒久大券の持分への交換が不当に保留または拒否される場合を除き、交換日以後は、仮大券に基づく利息の支払は一切なされない。さらに、本債券に関する利息は、非米国人実質所有証明書なしにその支払を受けることはできない。

発行者は、仮大券の所持人の交換請求から 7 日以内に、

（ⅰ） 財務代理人の指定事務所における仮大券の呈示および（最終交換の場合は）提出、および

（ⅱ） 財務代理人による非米国人実質所有証明書の受領と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、かかる恒久大券をその条項に従って、直ちに交付することを保証する。

恒久大券の元本金額は、非米国人実質所有証明書において特定された元本金額の総額に等しいものとする。ただし、いかなる場合でも、恒久大券の元本金額は、仮大券の当初の元本金額を超えないものとする。

恒久大券の元利金は、証明書が要求されることなく支払われる。

恒久大券は、(a) ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関が 14 日間継続して休業している場合（ただし、法律で定める休日による場合を除く。）または業務を永久に中止する旨を発表した場合、または (b) 上記「(1) 債務不履行事由」に記載するいずれかの状況が発生した場合は、その全部（一部は不可。）が確定様式の本債券（以下「確定債券」という。）に交換される。

恒久大券が確定債券に交換される場合はいつでも、発行者は、恒久大券の所持人の交換請求から 30 日以内に、財務代理人または財務代理人が指図する者への恒久大券の提出と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、適式に認証され利札が付されたかかる確定債券を恒久大券の元本金額と等しい元本総額で、直ちに交付することを保証する。

各大券は無記名式であり、大券により表章される本債券については、本債券の要項中の「所持人」は、関連する大券の所持人をいう。かかる大券の所持人とは、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関がかかる大券を保有している限り、当該預託機関または共通預託機関をいう。

ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関の記録に大券の権利を有するとされている各々の者（以下「口座保有者」という。）は、発行者が当該大券の所持人になした各支払の当該口座保有者の取り分および大券に基づいて生じるその他一切の権利に関してはユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関のみを相手とせねばならない。口座保有者が大券に基づいて生じる権利を行使する範囲および方法については、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関のその時々のそれぞれの規則と手続きにより定められる。本債券が大券により表章されている限り、口座保有者は、本債券に基づき期日の到来した支払に関して発行者に対して直接請求する権利は有しておらず、発行者の当該義務は、大券の所持人に支払うことにより、免責される。

(3) 権　　利

本債券および利札に関する権利は交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、すべての点において、(本債券が支払期日を経過しているか否か、および本債券の所有権もしくは信託もしくは本債券のその他の権利の知・不知、本債券上の記載、または以前の本債券の喪失もしくは盗難の知・不知にかかわらず）その完全な所有者として扱われ（法律によりその他の取扱いを要求される場合を除く。）、いかなる者も当該所持人をそのように扱ったことについて責任を負わない。

(4)　時　　効

本債券は本債券の支払の関連日（上記「8　課税上の取扱い　(1) スウェーデン王国の租税」に定義される。）後、10 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。本債券に付属する利札は利札の支払の関連日後、5 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。

(5)　その後の発行

発行者は、本債券の所持人の同意なしに、本債券と同じ条項を有するか、または初回の利息の支払額だけが異なる債券を随時発行することができ、かかる債券は、残存する本債券と併せて単一のシリーズを構成することができる。

(6)　切り上げ、切り下げ

本書における計算については、(本書において他に定める場合を除き) (a) かかる計算から生じるすべての百分率につき、(必要であれば) 0.00001%未満を四捨五入し、(b) かかる計算において用いられる、またはかかる計算から生じるメキシコ・ペソ額につき、0.01 メキシコ・ペソ未満を四捨五入するものとする。

(7)　本債券および財務代理人契約の修正

本債券の要項を含む本債券は、明白な誤謬を正すため、本債券または利札の所持人の同意を得ずに修正されることがある。更に、財務代理人契約の当事者は、その規定のいずれかを修正することに合意することができる。ただし、発行者は、かかる修正が形式的、些細なもの、もしくは技術的なものであるか、明白な誤謬を正すためになすものであるか、またはかかる当事者の意見において、本債券の所持人の利益に重大な害を及ぼさないものでない限り、本債券の所持人の同意なしにかかる修正に同意しないものとする。

(8)　いかなる者も、本債券の要項のいずれかを実行するための、契約（第三者の権利）法（1999）に基づく権利を有さないものとする。

(9)　本債券についてのリスク要因

本債券への投資には一定のリスクが伴う。各投資家は、本債券へ投資することが適切か否か判断するにあたり、以下に記載されるリスク要因およびその他のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は本債券に関連するすべてのリスクを完全に網羅することを意図したものではない。

本債券に関して支払われる金額

本債券の元金および利息はメキシコ・ペソにより支払われる。かかる支払額の日本円相当額は、支払日に有効な日本円／メキシコ・ペソ間の為替レートにより異なる。そのため、元金および利息の支払額の日本円建での相当価値は変動する場合があり、日本円により投資を行った者は、本債券に対する日本円による投資額を全額回収することができない場合がある。したがって、日本円／メキシコ・ペソ間の為替レートなど外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本債券の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本債券の購入を検討すべきである。

日本円／メキシコ・ペソ間の為替レート

上述のとおり、日本円／メキシコ・ペソ間の為替レートの変動は、メキシコ・ペソによる利息支払額および元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、利息支払の日または償還期限前の本債券の価値にも影響を及ぼす。通常の状況のもとでは、本債券の日本円建での相当価値は、メキシコ・ペソが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

金　　利

本債券については、メキシコ・ペソによる一連の固定利息の支払が行われる。したがって、償還前の各本債券の価値はメキシコ・ペソの金利の変動の影響を受ける。通常の状況のもとでは、本債券の価値は、メキシコ・ペソの金利が低下する場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

不確実な流通市場

本債券の活発な流通市場は確立されていない。発行者および日本国における売出しに関連する売出人は、本書に基づいて売出された本債券につき買取る義務を負うものではない。また、発行者および売出人は、本債券の所持人向けに流通市場を創設するため本債券の売買を行う予定もない。したがって、本債券は非流動的であるため、本債券の償還前の売却が困難となる場合、また本債券の所持人が本債券をその償還前に売却することができない場合がありうる。

価格変動リスク

償還前の本債券の価格は、金利の変動、発行者の財政状況の実際の変化もしくは予想される変化およびそれらに関する外部評価の実際の変化もしくは予想される変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下するため、時価評価の対象とされている場合には償還前においても損失を被り、また、実際に償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがある。

信用リスク

発行者の財務・経営状況が著しく悪化した場合、発行者の本債券の元利金の支払に悪影響を及ぼす可能性がある。一般的に、発行者の格付は、その債務支払能力を示すものとされている。

カントリーリスク

本債券には、メキシコ合衆国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また規制の変更等によって、通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、先進国の通貨建の債券に比べて相対的に大きなカントリーリスクが内在する。従って、市場の流動性が極端に低下している場合には、既に購入した本債券の売却等にあたり円貨での対応ができない可能性がある。

税　　金

将来において、本債券についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

投資家は、上記のリスク要因の１つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本債券の取引価値の変動が、一部または全部相殺されることがあることを、また、上記に記載するもしくはその他の１つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性があることを理解すべきである。

本債券の購入を検討している投資家は、必要に応じ、自身の独立した法務、税務、会計等の専門家の助言を得た上で、本債券の投資に伴うリスクを理解し、かつ、個々の状況を鑑みて、本債券への投資が適切であるかを十分に考慮した後に限り、投資判断を下すべきである。

第３　【資金調達の目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第４ 【法 律 意 見】

発行者の法律顧問であるミリアム・アブデルバリー氏により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

(1) 発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは発行者により適法に授権され、スウェーデン王国法上適法である。

(2) 本債券の発行および売出しならびに関東財務局長への発行登録追補書類の提出のため発行者に要求されるスウェーデン王国の政府機関のすべての同意、許可、承認、授権は取得されている。

(3) 発行者またはその代理人による発行登録追補書類の関東財務局長への提出は2005年スウェーデン会社法（その後の改正を含む。）および発行者の定款に従い発行者により適法かつ有効に授権されており、スウェーデン王国法上適法である。

(4) 発行登録追補書類（参照書類を含む。）中のスウェーデン王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

以上の法律意見はスウェーデン王国法に関してのみ限定して述べられている。

第二部　【参　照　情　報】

第１　【参　照　書　類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1　【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　（自　平成24年1月1日　至　平成24年12月31日）
平成25年6月28日関東財務局長に提出

2　【半期報告書】

該当なし

3　【臨時報告書】

該当なし

4　【外国者報告書及びその補足書類】

該当なし

5　【外国者半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6　【外国者臨時報告書】

該当なし

7　【訂正報告書】

該当なし

第２　【参照書類の補完情報】

該当なし

第３　【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

SEK

発行登録書の提出者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

Document certifying that the Registrant satisfies the criteria under Article 5, Paragraph 4 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan applied mutatis mutandis under Article 27 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

To: The Director General of the Kanto Local Finance Bureau

Filed on: 21 December 2011

The Name of Registrant:

AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT
(PUBL)

The Signature of Representative:

Lars Horneij
Executive Director

Catherine Beijer
Legal Counsel and Head of Legal Funding and
Transaction Management

(1) The Registrant has submitted continuously the Securities Report for one (1) year.

(2) The aggregate principal amount of Aktiebolaget Svensk Exportkredit Japanese Yen Bonds-First Series (1984) issued by the Registrant on December 20, 1984 by filing a securities registration statement was 10 billion Yen.

AB Svensk Exportkredit
Swedish Export Credit Corporation
Klarabergsviadukten 61-63, P.O. Box 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden. Phone +46 8 613 83 00 Fax +46 8 20 38 94 www.sek.se

（訳　　文）

発行登録書の提出者が金融商品取引法第27条において準用する
同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長　殿

2011年12月21日提出

発行登録書の提出者の名称　　スウェーデン輸出信用銀行

代表者の署名　　（署　名）
ラルス・ホルネイジ
エグゼクティブ・ディレクター

（署　名）
キャサリン・ベイジャー
法律顧問兼ヘッド・オブ・リーガル・ファンディング・アンド・トランザクション・マネジメント

(1)　発行登録書の提出者は、一年間継続して有価証券報告書を提出しております。

(2)　発行登録書の提出者が有価証券届出書を提出することにより1984年12月20日に発行した第1回スウェーデン輸出信用銀行円貨債券（1984）の券面総額は100億円でした。

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

スウェーデン輸出信用銀行（SEK）は、2013年7月19日に、2013年度第2四半期の業績について、大要以下の内容を有するプレス・リリースを行った。

社長報告

高い需要の継続

第 2 四半期、世界経済はある程度安定していた。アジアの開発動向には不透明感があるものの、米国では経済が緩やかに進歩していることを示す指標が複数存在する。しかし、欧州経済の発展は依然として不安定であり、緊縮と刺激の調整が続いている。市場はまだマイナスの兆候による影響を非常に受けやすいため、欧州の政治的意思決定者は、十分な注意と気配りを持ってこの調整を行う必要がある。スウェーデンの物品輸出の約 4 分の 3 が欧州向けであるため、欧州諸国の経済発展は、スウェーデンの輸出部門にとって特に重要である。

しかし、ここ数ヶ月間で、スウェーデンの輸出が勢いを増し始めている兆候がいくつか見られた。これは、とりわけ2013年6月24日に初めて公表されたSEKのマクロ経済報告書である輸出信用動向調査報告書に示されている。貸付人としての SEK の役割は、貸付期間が長期の大規模な取引において特に重要であり続けるであろうと我々は信じている。この分析は、2013年度上半期における SEK の業務への高い需要の継続によって裏付けられている。第 2 四半期の取引高は、前年度の水準に戻ったが、輸出業者の最終顧客融資への需要は特に高かった。

SEK は、大規模な輸出信用取引において、とりわけ持続可能性の問題への対処について、資金調達能力の面で取引の信頼性を強化するため、またプロセス全体を通して高品質を保証するために、共同アレンジャーの役目を務めることをより一層求められている。これは、ますます多くの企業が、取引が事業倫理、環境および人権の国際基準を満たしていることが極めて大切であると考えていることを示す明確な兆候である。

新たな金融機関の規制が採用された結果、当年度上半期において、将来の貸付能力を確保する流動性資金の利ざやは大幅に縮小し、このことは純利息収益にマイナスの影響を与えた。当期の純利息収益は 813.1 百万クローナ（2012年度上半期：1,010.5百万クローナ）であった。営業利益は105.0百万クローナ（2012年度上半期：493.7百万クローナ）であった。営業利益の減少は、主に純利息収益の減少と、SEKの自己債務の買戻しによる利益の減少によるものであった。未実現の公正価値の変動額による影響が、営業利益の変動の増大をもたらしている。2013年度上半期の収益は、マイナス490.7百万クローナ（2012年度上半期：マイナス 459.4 百万クローナ）に上る未実現の公正価値の変動額によってマイナスの影響を受けた。税引後株主資本利益率は、前年度同期の 5.1%に対し、1.1%であった。未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益は、2012年度同期の953.1百万クローナに対し、595.7百万クローナであった。

業務報告

輸出信用の取引高は増加

当年度第1四半期における多額の取引高と比べると、第2四半期はいくらか正常化したものの、2013年度上半期において SEK の貸付に対しては引き続き高い需要があった。当年度上半期における新規貸付総額は381億クローナに上り、2012年度同期を96億クローナ上回った。

SEKの貸付業務は、スウェーデンの輸出業者向け直接融資と、SEKがスウェーデンの輸出業者の顧客向けに貸付を提供する最終顧客融資で構成される。SEK は、スウェーデン輸出信用債権庁（EKN）および商業銀行と

協力して、スウェーデンの輸出制度を構成している。

当年度上半期における最終顧客融資の新規取引高は高く、274 億クローナに上り、前年度同期から 71 億クローナ増加した。

2013 年度上半期において、SEK の直接融資への需要は引き続き好調であった。現地通貨建て貸付の金利も引き続き高かった。

SEK は、第 2 四半期において久しぶりに、ECA の信用保険の対象外で、私的損害保険の利用を含む貸付を実行した。保険会社にリスクを移転させられることは、SEK がより多額の貸付高を扱うために必要な状況を作り出す。

新規対顧客融資

(単位：十億クローナ)	2013 年 1 月－6 月	2012 年 1 月－6 月	2012 年 1 月－12 月
融資先:			
最終顧客融資 [1]	27.4	20.3	38.6
直接融資	10.7	8.2	17.6
合　　計	**38.1**	**28.5**	**56.2**

[1] うち当期末の未実行残高は 134 億クローナ（2012 年度上半期末：119 億クローナ、2012 年度末：75 億クローナ）。

新規対顧客融資（部門別）

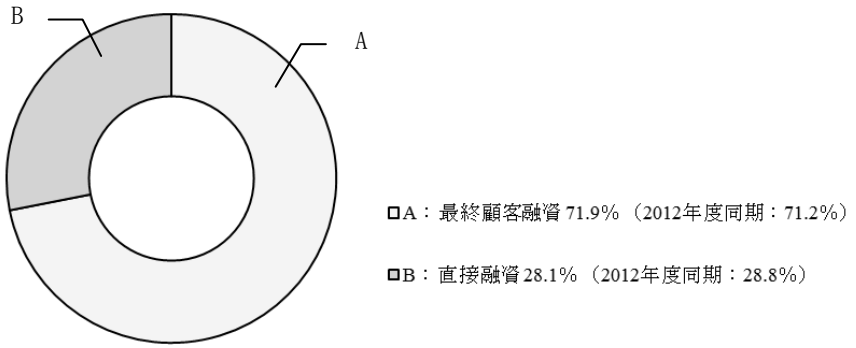

新規対顧客融資

(単位：十億クローナ)

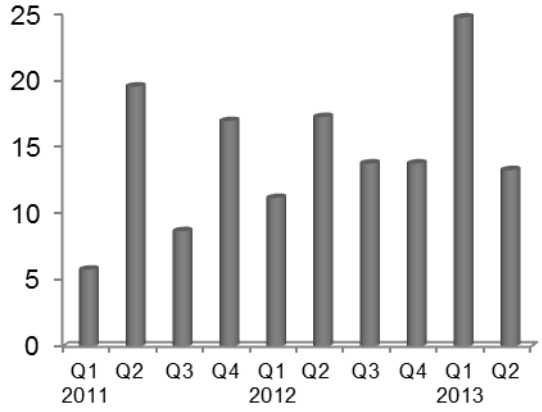

当年度上半期において、金融市場におけるベンチャー・キャピタルへのアクセスが大幅に増加した。しかし、SEK への新規事業の流れや問い合わせはこれまでのところ減少しておらず、とりわけ多額の融資および長期の貸付期間について依然として顕著である。SEK は顧客から、大規模な輸出信用取引において共同アレンジャーの役目を務めるよう、より一層求められている。共同アレンジャーとして SEK は、とりわけ持続可能性の問題について、プロセス全体を通して高品質を保証するための積極的な役割を担うことが可能である。ますます多くの企業が、取引が事業倫理、環境および人権などの問題において国際基準を満たすことを保証するために、健全な持続可能性プロセスを有することが、競争上の優位性であると考えている。

2013 年度上半期において、SEK の借入額は 542 億クローナ相当であり、これは 2012 年度全体の借入総額を上回っている。これらの多額の資金調達は、多額の貸付高に対する資金調達の結果であり、また、予定満期に満期を迎えた債務および当社によって繰上償還された債務の両方に対する資金調達の結果でもある。

SEK の資金調達は様々な通貨によって、異なる地域別市場で行われており、満期は対応する貸付と上手く合致している。単純な借入の取決めに基づく資金調達の比率が高い傾向は継続している。当期末の資金調達残高のうち、65.4%（2012 年度上半期：54.9%）は単純な借入の取決めで構成され、34.6%（2012 年度上半期：45.1%）は仕組借入であった。

SEK の市場別新規貸付（2013 年 1 月－6 月）

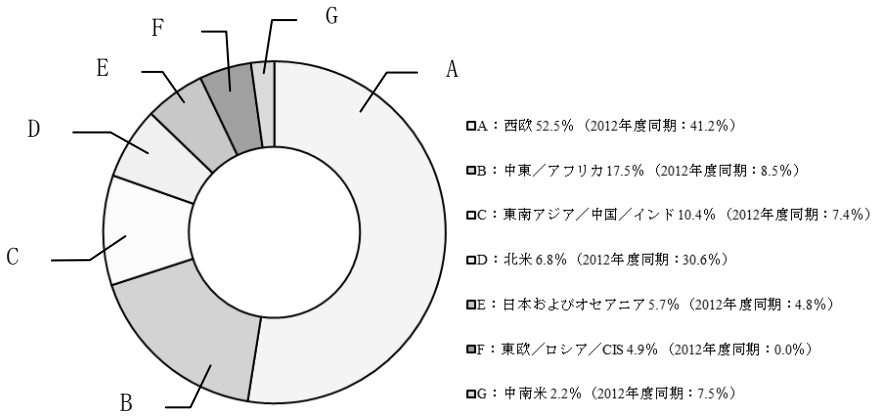

新規借入

長期借入(単位：十億クローナ)

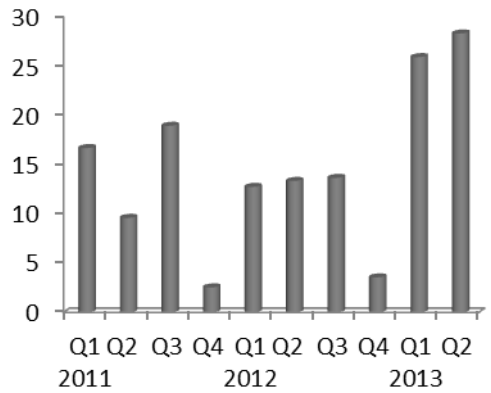

SEKの市場別資金調達（2013年1月－6月）

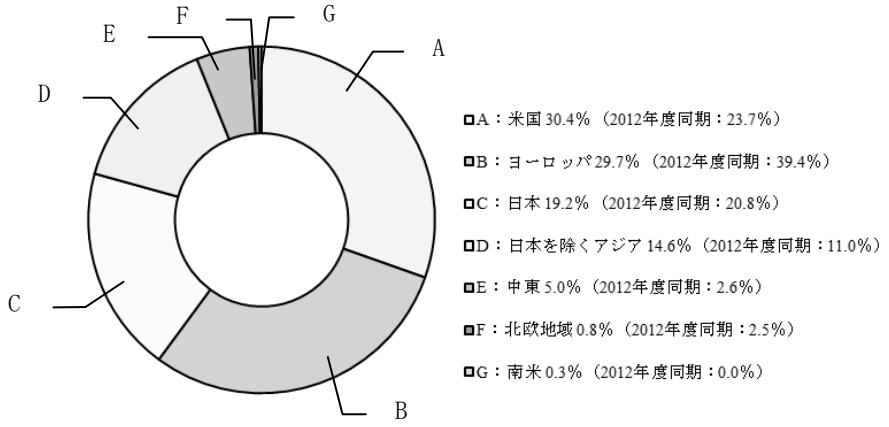

連結財務諸表へのコメント

2013年1月－6月

営業利益

2013年度上半期の営業利益は105.0百万クローナ（2012年度上半期：493.7百万クローナ）であり、前年度同期から78.7%減少した。この減少は、金融取引の純業績がマイナス437.9百万クローナ（2012年度上半期：マイナス 227.0 百万クローナ）に減少したことが主な要因であった。金融取引の純業績の減少は、昨年度の方が SEK の自己債務の買戻しによる利益が大きかったことが主な要因である。営業利益は、前年度に比べて、純利息収益の減少によってもマイナスの影響を受けた。

純利息収益

2013年度上半期の純利息収益は813.1百万クローナ（2012年度上半期：1,010.5百万クローナ）であり、前年度同期から 19.5%減少した。当年度上半期中、流動性ポートフォリオの利ざやは、流動性投資と流動性需要をマッチングさせる SEK の従前の戦略と比較して、より高い比率を短期で市場性の高い証券に投資することを求める新たな規制によって縮小した。

債券調達による利付資産の平均利ざやは年率 48 ベーシス・ポイント（2012 年度上半期：62 ベーシス・ポイント）であり、前年度同期から絶対値で14ベーシス・ポイント、相対値で22.6%縮小した。

債券調達による利付資産の平均残高は 2,567 億クローナ（2012 年度上半期：2,595 億クローナ）であった。貸付と流動性資金の平均残高の配分は、前年度同期から変化した。流動性資金の平均残高は以前と比較して減少したが、平均貸付残高は増加した。

金融取引の純業績

2013年度上半期の金融取引の純業績はマイナス437.9百万クローナ（2012年度上半期：マイナス227.0百万クローナ）であった。この減少は主に、SEKの自己債務の買戻しによる利益の減少によるものであった。

－金融取引の実現純業績

金融取引の実現純業績は52.8百万クローナ（2012年度上半期：232.4百万クローナ）であり、前年度同期から 77.3%減少した。この減少は主に、自己債務の買戻しによる利益が 228.6 百万クローナから 63.9 百万クローナに減少したことによるものであった。

－金融取引の未実現純業績

金融取引の未実現純業績はマイナス 490.7 百万クローナ（2012 年度上半期：マイナス 459.4 百万クローナ）であった。未実現の公正価値のマイナスの変動は、主に借入に関するベーシス・スプレッドの変動（および手法の改善）によるものであったが、SEK の自己債務の信用スプレッドに起因する未実現の公正価値のプラスの変動によって一部相殺された。ベーシス・スプレッドの変動は、多数の通貨におけるスプレッドの変動に起因していた。信用スプレッドの変動は、SEK が、年初に有効だった借入条件より不利な利率で借入を行わなければならないことを意味している。これにより、債務残高の会計上の評価額に利益が生じた。前年度同期におけるマイナスの業績は、主に、SEK の自己債務の信用スプレッドの変動に起因するものであった。

その他の営業収益

その他の営業収益は 0.0 百万クローナ（2012 年度上半期：18.8 百万クローナ）であった。過去の期間の業績は、Sparbanksstiftelsernas Förvaltnings AB（以下「SFAB」という。）との紛争（SEK を支持する形で終結し、控訴不能となった。）の仲裁費用を取り戻したことに関連して受け取った報酬額であった。

管理費

管理費（人件費、その他の管理費および減価償却費を含む。）は合計でマイナス 253.4 百万クローナ（2012 年度上半期：マイナス 281.9 百万クローナ）であり、10.1%減少した。この減少は、主にその他の管理費の減少によるものであった。

－人件費

人件費は合計でマイナス 143.2 百万クローナ（2012 年度上半期：マイナス 151.2 百万クローナ）であり、前年度同期から 5.3%減少した。人件費の減少は、一般従業員インセンティブ報酬制度の見積費用（2012 年度上半期：マイナス 14.2 百万クローナ）を計上する必要がなかったことによるものであった。一般従業員インセンティブ報酬制度の影響を除いた人件費は 4.5%増加したが、これは主に給与の調整および人員の強化によるものであった。一般従業員インセンティブ報酬制度の結果は、経費を差し引いた純利息収益および純手数料に基づいて決定されており、2 ヶ月分の給与を超えないこととされている。リスク加重資産が当年度の予定水準を超えた場合、当該支払額は減少する。エグゼクティブ・ディレクターについては当インセンティブ報酬制度に含まれない。

－その他の管理費

その他の管理費はマイナス 92.8 百万クローナ（2012 年度上半期：マイナス 122.5 百万クローナ）であり、前年度同期から 24.2%減少した。その他の管理費の減少は、主にコンサルタントの人数削減および雇用社員への交代を通じて講じた経費削減措置によるものである。

－非金融資産の減価償却費

減価償却費は合計でマイナス 17.4 百万クローナ（2012 年度上半期：マイナス 8.2 百万クローナ）であった。この増加は、主に IT 開発プロジェクトの資本化に関連した減価償却費の増加によるものであった。

純信用損失

2013 年度上半期における純信用損失は、マイナス 14.7 百万クローナ（2012 年度上半期：マイナス 27.9 百万クローナ）であった。2013 年度上半期中、ポートフォリオ・ベースの準備金（すなわち、特定の相手方に帰属しない準備金）に関してマイナス 20.0 百万クローナの追加引当金が計上され、前年度同期における類似の追加引当金も同じくマイナス 20.0 百万クローナであった。かかる引当金は、継続する格付の引き下げに関連するものである。

その他の包括利益

その他の包括利益（税引前）はマイナス 309.9 百万クローナ（2012 年度上半期：31.6 百万クローナ）であった。総額のうちマイナス 364.7 百万クローナ（2012 年度上半期：29.2 百万クローナ）は営業利益に再分類される項目に起因するものであり、54.8 百万クローナ（2012 年度上半期：2.4 百万クローナ）は営業利益に再分類されない項目に起因するものであった。

営業利益に再分類される項目のうち、11.2 百万クローナ（2012 年度上半期：21.6 百万クローナ）は売却可能証券の価値の変動に関連するものであり、マイナス 375.9 百万クローナ（2012 年度上半期：7.6 百万クローナ）はキャッシュフロー・ヘッジに関するその他の包括利益の影響によるものであった。売却可能証券に関する公正価値のプラスの変動は、流動性資金の信用スプレッドの縮小によるものであった。キャッシュフロー・ヘッジに関する変動は、主に金利の変動に起因していたが、その他の包括利益から純利息収益への再分類にも起因しており、これは公正価値にマイナスの影響を与えた。

営業利益に再分類されない項目は、確定給付制度の再評価に関連するものであった。確定給付制度は、債務の計算に使用する割引率の変更によってプラスの影響を受けた。割引率はスウェーデンの担保付債券に基づいて決定されているが、これはその現在の市場がこの目的に使用するのに十分に深化したと考えられるためである。かかる変更の前は、割引率はスウェーデンの国債に基づいて決定されていた。

損益に再分類される項目への税効果 80.2 百万クローナ（2012 年度上半期：マイナス 7.7 百万クローナ）および損益に再分類されない項目への税効果マイナス 12.1 百万クローナ（2012 年度上半期：マイナス 0.5 百万クローナ）考慮後のその他の包括利益は、マイナス 241.8 百万クローナ（2012 年度上半期：23.4 百万クローナ）であった。

税引後株主資本利益率

税引後株主資本利益率は 1.1%（2012 年度上半期：5.1%）であった。未実現の公正価値の変動額を反映しない税引後利益率は、6.4%（2012 年度上半期：10.0%）であった。

2013 年度第 2 四半期

営業利益

第 2 四半期の営業利益はマイナス 107.3 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 245.2 百万クローナ）であった。前年度同期と比較して金融取引の純業績が増加したのは、未実現の公正価値の変動によるマイナスの影響が減少したことが主な要因であった。かかる影響は純利息収益の減少によって相殺された。

純利息収益

第 2 四半期の純利息収益は 385.6 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：505.1 百万クローナ）であり、2012 年度同期から 23.7%減少した。この減少は、主に利ざやの縮小、および平均残高の減少による純利息収益の一定の減少に起因していた。流動性投資に関する新たな規制もまた、利ざやにマイナスの影響を与えた。

2013 年度第 2 四半期における債券調達による資産の平均利ざやは年率 45 ベーシス・ポイント（2012 年度第 2 四半期：63 ベーシス・ポイント）であり、前年度同期から絶対値で 18 ベーシス・ポイント、相対値で 28.6%縮小した。

2013 年度第 2 四半期中、債券調達による資産の平均残高は 2,561 億クローナ（2012 年度第 2 四半期：2,611 億クローナ）であり、前年度同期から 1.9%減少した。

金融取引の純業績

2013 年度第 2 四半期の金融取引の純業績はマイナス 351.6 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 555.0 百万クローナ）であった。このマイナスの業績における減少は主に、当年度は信用スプレッドの変動によりプラスの影響額が計上されたが、2012 年度の対応する影響額はマイナスであったことに起因した。

－金融取引の実現純業績

第 2 四半期の金融取引の実現純業績は 0.6 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：42.2 百万クローナ）であった。金融取引の純業績の減少は、SEK の自己債務の買戻しによる利益の減少によるものであった。

－金融取引の未実現純業績

金融取引の未実現純業績はマイナス 352.2 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 597.2 百万クローナ）であった。このマイナスの業績における減少は主に、当年度は信用スプレッドの変動によりプラスの影響額が計上されたが、2012 年度の対応する影響額はマイナスであったことに起因した。これは、当四半期におけるベーシス・スプレッドの変動および手法の改善によって相殺された。

管理費

第 2 四半期の管理費（人件費、その他の管理費および減価償却費を含む。）は合計でマイナス 123.4 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 149.5 百万クローナ）であり、17.5%減少した。この減少は、主にその他の管理費の減少によるものであった。

－人件費

第 2 四半期の人件費はマイナス 73.8 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 77.8 百万クローナ）であり、前年度同期から 5.1%減少した。人件費の減少は、一般インセンティブ報酬制度に対する引当金（2012 年度第 2 四半期：マイナス 6.2 百万クローナ）がなかったことによるものであった。一般従業員インセンティブ報酬制度の影響を除いた人件費は 3.1%増加したが、これは主に給与の増加によるものであった。

－その他の管理費

その他の管理費はマイナス 40.7 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 67.3 百万クローナ）であり、前年度同期から 39.5%減少した。その他の管理費の減少は、主に、コンサルタントの使用削減およびコンサルタントの従業員への交代によって講じた経費削減策によるものである。

－非金融資産の減価償却費

2013 年度第 2 四半期における減価償却費は合計でマイナス 8.9 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 4.4 百万クローナ）であった。この増加は、主に IT 開発プロジェクトの資本化に関連した減価償却費の増加によるものであった。

純信用損失

2013 年度第 2 四半期における純信用損失は、マイナス 17.0 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 46.0 百万クローナ）であった。ポートフォリオ・ベースの準備金（すなわち、特定の相手方に帰属しない準備金）に関してマイナス 20.0 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 10.0 百万クローナ）の追加引当金が計上された。

その他の包括利益

その他の包括利益（税引前）はマイナス 168.0 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：156.1 百万クローナ）であった。総額のうちマイナス 168.0 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：154.9 百万クローナ）は営業利益に再分類される項目に起因するものであり、0.0 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：1.2 百万クローナ）は営業利益に再分類されない項目に起因するものであった。

営業利益に再分類される項目のうち、34.1 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：2.1 百万クローナ）は売却可能証券の価値の変動に関連するものであり、マイナス 202.1 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：152.8 百万クローナ）はキャッシュフロー・ヘッジに関するその他の包括利益によるものであった。

売却可能証券に関する公正価値の変動は、流動性資金の一部である社債における信用スプレッドの縮小によるものであった。キャッシュフロー・ヘッジに関する公正価値の変動は、主に金利の変動に起因していたが、その他の包括利益から純利息収益への再分類にも起因しており、これは公正価値にマイナスの影響を与えた。

税効果は合計で 37.0 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 41.0 百万クローナ）であり、その他の包括利益（税引後）は、マイナス 131.0 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：115.1 百万クローナ）であった。

業績測定について

SEK は、一定の金融商品の公正価値の変動を含む営業利益（IFRS に従って計算される。）を開示するとともに、未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益を開示している。未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益は、IFRS 目的で認識される一定の金融商品の公正価値の変動を除外したものである。

一定の金融商品の公正価値の変動を除いた営業利益は、営業利益の補足測定基準である。IFRS に従って計算される営業利益は、SEK が満期まで保有する意思と能力がある場合でも、一定の金融商品を公正価値で評価する。未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益には、これらの値洗いによる評価効果は反映されてい

ない。2012 年 1 月－12 月の未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益には、2013 年 1 月 1 日付で実施された大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて、ヘッジ関係において多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に実現された、323.5 百万クローナの利益は含まれていない。これらのデリバティブは商業条件で新たなデリバティブに置き換えられた。

下記の表は、この業績測定の IFRS に基づく営業利益との調整を示している。

(単位：百万クローナ)	2013 年 4 月-6 月	2013 年 1 月-3 月	2012 年 4 月-6 月	2013 年 1 月-6 月	2012 年 1 月-6 月	2012 年 1 月-12 月
営業利益	-107.3	212.3	-245.2	105.0	493.7	824.4
ヘッジにおいて打ち切った金利・通貨デリバティブ	-	-	-	-	-	-323.5
未実現の公正価値の変動額(注2)	352.2	138.5	597.2	490.7	459.4	1,151.7
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	**244.9**	**350.8**	**352.0**	**595.7**	**953.1**	**1,652.6**

財政状態報告書について

資産合計および流動性資金

SEK の 2013 年 6 月 30 日現在の資産合計は 3,061 億クローナ（2012 年度末：3,131 億クローナ）であり、2012 年度末から 2.2%減少した。この減少は、借入を新規貸付とより完全に合致させるという戦略的決定によって、流動性の高い金融商品の残高を減少させた結果である。

2013 年 6 月 30 日現在の貸付残高および承諾済未実行貸付の総額は 2,324 億クローナ（2012 年度末：2,188 億クローナ）であり、2012 年度末から 6.2%増加した。2013 年 6 月 30 日現在の総額のうち 2,057 億クローナ（2012 年度末：1,929 億クローナ）は貸付残高であり、2012 年度末から 6.6%増加した。貸付残高総額のうち、公的輸出金融制度による貸付は 431 億クローナ（2012 年度末：395 億クローナ）であり、2012 年度末から 9.1%増加した。

2013 年 6 月 30 日現在の融資申出残高は総額 495 億クローナ（2012 年度末：595 億クローナ）であり、2012 年度末から 16.8%減少した。このうち 441 億クローナ（2012 年度末：479 億クローナ）は公的輸出金融制度に由来するものであった。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。融資申出残高のうち、341 億クローナは拘束力のある融資申出であり、154 億クローナは拘束力のない融資申出である。

2013 年度上半期中、SEK の取引先エクスポージャーの構成に大きな変更はなかったものの、政府へのエクスポージャーは若干増加し、それに比例して金融機関へのエクスポージャーは減少した。2013 年 6 月 30 日現在の取引先エクスポージャー合計のうち、53.4%（2012 年度末：49.5%）は政府および政府輸出信用機関、19.9%（2012 年度末：22.3%）は金融機関、19.6%（2012 年度末：18.3%）は企業、4.4%（2012 年度末：6.8%）は地方自治体、2.5%（2012 年度末：2.9%）はアセット・バック証券に対するものであった。デリバティブの取引先に対する SEK のエクスポージャーは、デリバティブの大半が担保契約に従っているため、SEK の資産において計上されるデリバティブの額と比べて非常に限定されたものとなっている。詳しくは注 12 にある「純エクスポージャー合計」の表を参照されたい。

SEK のヘッジ取引は、ヘッジされたリスクに起因する公正価値の変動を相殺するのに有効であると期待されている。財政状態報告書の特定項目（特にデリバティブや発行済の（非劣後）証券といったお互いに有効にヘッジしあう項目）の評価総額の算出には、最適な評価手法、仮定および見積に関する複雑な判断が必要である。異なる評価モデルや仮定が使用されたり、仮定が変更されたりすれば、評価結果は異なるものとな

りうる。SEK の自己債務のスプレッドおよびベーシス・スプレッドの評価に与える影響（大きな影響を与える可能性がある。）を除いても、公正価値のかかる変動は一般的にお互いに相殺しあい、純資産の価値にはほとんど影響を与えない（注 6 および注 8 参照）。

負債および株主資本

2013 年 6 月 30 日現在、利用可能な資金および株主資本の総額は、あらゆる満期の貸付残高および承諾済貸付の総額を上回った。したがって、SEK は、全てのコミットメント契約に対し満期に至るまで貸付を行いうると考えている。SEK は、2013 年現在、スウェーデン国債局との間に 1,000 億クローナの融資枠を有している。かかる融資枠は、その全額を公的輸出金融制度における貸付を行うための資金調達に利用可能だが、そのうち最大 200 億クローナは SEK によるその他の貸付のための資金調達に利用することができる。SEK はまだ、かかる融資枠を利用したことがない。スウェーデン議会はまた、2013 年現在、2,500 億クローナを上限とする政府保証を、SEK が新規借入のために商業ベースの一般取引条件で購入することを許可する権限を政府に付与した。

自己資本比率

バーゼルⅡの第一の柱に従って計算した 2013 年 6 月 30 日現在の SEK の自己資本比率は、23.3%（2012 年度末：23.1%）であり、このうち Tier-1 資本に関するものは 23.2%（2012 年度末：23.0%）であった。Tier-1 普通資本比率は 19.9%（2012 年度末：19.8%）であった。自己資本比率、リスクおよびエクスポージャーの詳細については、注 12 を参照されたい。

後発事象

本報告期間末以後、本報告書の情報に重大な影響を与える事象は発生していない。

財務ハイライト

(別段の表示がない限り、単位：百万クローナ)	2013年 4月-6月	2013年 1月-3月	2012年 4月-6月	2013年 1月-6月	2012年 1月-6月	2012年 1月-12月
業績						
純利息収益	385.6	427.5	505.1	813.1	1,010.5	1,879.9
営業利益	-107.3	212.3	-245.2	105.0	493.7	824.4
純利益(税引後)	-85.3	163.7	-188.5	78.4	356.1	708.8
税引後株主資本利益率[1]	-2.4%	4.5%	-5.3%	1.1%	5.1%	5.0%
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益[2]	244.9	350.8	352.0	595.7	953.1	1,652.6
未実現の公正価値の変動額を除いた税引後株主資本利益率[3]	5.2%	7.5%	7.1%	6.4%	10.0%	9.3%
1株当たり利益(希薄化考慮後)(単位：クローナ)[4]	-21.4	41.0	-47.2	19.7	89.2	177.6
対顧客融資						
新規対顧客金融取引[5]	13,261	24,807	17,305	38,068	28,545	56,235
うち直接融資	6,433	4,271	4,785	10,704	8,188	17,577
うち最終顧客融資	6,828	20,536	12,520	27,364	20,357	38,658
貸付残高および未実行貸付[6]	232,353	228,323	223,621	232,353	223,621	218,822
融資申出残高[7]	49,537	50,909	70,415	49,537	70,415	59,525
うち拘束力のある融資申出	34,102	32,817	43,631	34,102	43,631	33,841
うち拘束力のない融資申出	15,435	18,092	26,784	15,435	26,784	25,684
借入						
新規長期借入[8]	28,355	25,875	13,333	54,230	26,048	43,231
非劣後債務残高	269,443	273,628	279,063	269,443	279,063	272,637
劣後債務残高	2,830	2,899	3,281	2,830	3,281	3,013
財政状態報告書						
資産合計	306,094	308,633	324,747	306,094	324,747	313,136
負債合計	292,090	294,200	310,821	292,090	310,821	298,756
株主資本合計	14,004	14,433	13,926	14,004	13,926	14,380
資本						
自己資本比率(バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を含む。)[9]	23.3%	24.0%	22.9%	23.3%	22.9%	23.1%
自己資本比率(バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を除く。)[10]	23.3%	24.0%	22.9%	23.3%	22.9%	23.1%
Tier-1 自己資本比率(バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を含む。)[11]	23.2%	23.9%	22.9%	23.2%	22.9%	23.0%
Tier-1 普通資本比率(バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を含む。)[12]	19.9%	20.7%	19.3%	19.9%	19.3%	19.8%

1　純利益（税引後）が当年度の平均株主資本に占める割合（%）（年間）。

2　一定の金融商品における未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益（詳細な情報については、上記「業績測定について」参照）。2012 年度の業績には、2013 年の年明けから実施された大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて 2012 年度第 3 四半期に多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に実現された、323.5 百万クローナの利益は含まれていない。これらのデリバティブは商業条件で新たなデリバティブに置き換えられた（注 2 参照）。

3　未実現の公正価値の変動額を除いた純利益（税引後）が当年度の平均株主資本に占める割合（%）（年間）。

4　各期間における平均株式数は 3,990,000 株である。

5　新規対顧客融資は、満期にかかわらず、全ての新規承諾済貸付をいう。

6　貸付には、利付証券の発行という形式をとった貸付を含む全ての貸付、および従来の契約書によって行われる貸付を含む。かかる測定額は、経営陣が SEK の実際の貸付額と考えるものを反映している。かかる金額は SEK の融資／貸付高を測定する上で有益であると SEK は考えている。したがって、本書中の貸付高に関する説明は、この定義に基づく金額に関連するものである（注 5 参照）。

7　SEK は、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される融資申出の提供方法を利用している。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

8　満期が 1 年超の新規借入。

9　バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（%）で示される自己資本比率。自己資本比率および大口エクスポージャーに関する法律（2006 年第 1371 号）の実施について詳細を規定する法律（2006 年第 1372 号）第 5 条に従って算出。注 12 を参照されたい。

10　バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（%）で示される自己資本比率。最低所要自己資本に関する有効な移行規則の調整を除く。移行期間中の最低所要自己資本の計算の詳細については、本書の注 12「自己資本比率およびエクスポージャー」を参照のこと。

11　バーゼルⅡの第一の柱に基づくリスク加重資産に占める割合（%）で示される Tier-1 自己資本比率。自己資本比率および大口エクスポージャーに関する法律（2006 年第 1371 号）の実施について詳細を規定する法律（2006 年第 1372 号）第 5 条に従って算出。注 12 を参照されたい。

12　SEK の定義によると、Tier-1 普通資本は、永久劣後債務という形式をとった追加 Tier-1 資本を除く Tier-1 資本で構成される。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2013年 4月-6月	2013年 1月-3月	2012年 4月-6月	2013年 1月-6月	2012年 1月-6月	2012年 1月-12月
受取利息	1,157.7	1,209.2	1,616.3	2,366.9	3,354.2	6,077.6
支払利息	-772.1	-781.7	-1,111.2	-1,553.8	-2,343.7	-4,197.7
純利息収益	**385.6**	**427.5**	**505.1**	**813.1**	**1,010.5**	**1,879.9**
受取手数料	4.1	2.0	1.8	6.1	6.4	11.1
支払手数料	-5.0	-3.2	-2.7	-8.2	-5.2	-10.9
金融取引の純業績(注2)	-351.6	-86.3	-555.0	-437.9	-227.0	-507.7
その他の営業収益	0.0	0.0	1.1	0.0	18.8	19.9
営業収益	**33.1**	**340.0**	**-49.7**	**373.1**	**803.5**	**1,392.3**
人件費	-73.8	-69.4	-77.8	-143.2	-151.2	-292.2
その他の管理費	-40.7	-52.1	-67.3	-92.8	-122.5	-232.8
非金融資産の減価償却費	-8.9	-8.5	-4.4	-17.4	-8.2	-19.5
信用損失準備金(注3)	-17.0	2.3	-46.0	-14.7	-27.9	-23.4
営業利益	**-107.3**	**212.3**	**-245.2**	**105.0**	**493.7**	**824.4**
税金(注4)	22.0	-48.6	56.7	-26.6	-137.6	-115.6
当期純利益(税引後)[i]	**-85.3**	**163.7**	**-188.5**	**78.4**	**356.1**	**708.8**
その他の包括利益						
損益に再分類される項目						
売却可能証券	34.1	-22.9	2.1	11.2	21.6	7.5
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-202.1	-173.8	152.8	-375.9	7.6	168.2
損益に再分類される項目への課税(注4)	37.0	43.3	-40.7	80.2	-7.7	-20.4
損益に再分類される項目(純額)	**-131.0**	**-153.4**	**114.2**	**-284.5**	**21.5**	**155.3**
損益に再分類されない項目						
確定給付制度の再評価	0.0	54.8	1.2	54.8	2.4	4.8
損益に再分類されない項目への課税(注4)	0.0	-12.1	-0.3	-12.1	-0.5	-1.1
損益に再分類されない項目(純額)	**0.0**	**42.7**	**0.9**	**42.7**	**1.9**	**3.7**
その他の包括利益合計	**-131.0**	**-110.7**	**115.1**	**-241.8**	**23.4**	**159.0**
包括利益合計[i]	**-216.3**	**53.0**	**-73.4**	**-163.4**	**379.5**	**867.8**

[i] 全利益は、親会社の株主に帰属する。

(単位：クローナ)	2013年 4月-6月	2013年 1月-3月	2012年 4月-6月	2013年 1月-6月	2012年 1月-6月	2012年 1月-12月
1株当たり利益(希薄化考慮後)[ii]	-21.4	41.0	-47.2	19.7	89.2	177.6

[ii] 全期間において平均株式数は3,990,000株である。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日現在	2012年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物(注5、6、7)	4,165.7	2,338.2
財務省証券/国債(注5、6、7)	6,649.8	5,111.5
その他の利付証券(貸付を除く。)(注3、5、6、7)	55,970.4	77,693.3
利付証券の発行という形式をとった貸付(注5、6、7)	58,994.8	57,889.8
金融機関への貸付(注3、5、6、7)	23,914.1	22,083.6
一般への貸付(注3、5、6、7)	128,400.5	115,478.2
デリバティブ(注6、7、8)	17,933.9	25,711.2
有形固定資産・無形資産	156.2	150.3
その他の資産	7,546.8	4,024.5
前払費用および未収収益	2,362.2	2,655.0
資産合計	**306,094.4**	**313,135.6**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入(注6、7)	8,515.3	14,490.3
一般からの借入(注6、7)	58.1	56.9
発行済非劣後証券(注6、7)	260,869.4	258,090.1
デリバティブ(注6、7、8)	16,448.6	16,421.0
その他の負債	628.5	3,462.3
未払費用および前受収益	2,102.4	2,407.6
繰延税金負債	600.2	718.9
引当金	38.7	96.2
発行済劣後証券(注6、7)	2,829.5	3,012.7
負債合計	**292,090.7**	**298,756.0**
株式資本	3,990.0	3,990.0
準備金	165.5	449.9
利益剰余金	9,848.2	9,939.7
株主資本合計	**14,003.7**	**14,379.6**
負債および株主資本合計	**306,094.4**	**313,135.6**
約定担保等		
約定担保	なし	なし
貸付の対象となっている利付証券	368.5	39.8
偶発資産および偶発債務(注11)	1.0	1.1
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付(注11)	26,622.8	25,915.1
拘束力のある融資申出(注11)	34,102.0	33,841.2

連結株主資本変動計算書（要約）

(単位：百万クローナ)	株主資本	株式資本[1]	準備金		利益剰余金
			ヘッジ準備金	*公正価値準備金*	
株主資本期首残高(2012年1月1日現在)	13,968.1	3,990.0	319.4	-24.8	9,683.5
改訂IAS第19号の適用による影響	-36.3				-36.3
改訂IAS第19号の適用による影響後の調整済株主資本期首残高(2012年1月1日現在)	13,931.8	3,990.0	319.4	-24.8	9,647.2
純利益(2012年1月－6月)	356.1				356.1
その他の包括利益(2012年1月－6月)：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	21.6			21.6	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	7.6		7.6		
損益に再分類される項目への課税	-7.7		-2.0	-5.7	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	2.4				2.4
損益に再分類されない項目への課税	-0.5				-0.5
その他の包括利益合計(2012年1月－6月)	23.4		5.6	15.9	1.9
包括利益合計(2012年1月－6月)	379.5		5.6	15.9	358.0
配当金	-420.0				-420.0
株主資本期末残高(2012年6月30日現在)[2]	**13,891.3**	**3,990.0**	**325.0**	**-8.9**	**9,585.2**
改訂IAS第19号の適用による影響後の調整済株主資本期首残高(2012年1月1日現在)	13,931.8	3,990.0	319.4	-24.8	9,647.2
純利益(2012年1月－12月)	708.8				708.8
その他の包括利益(2012年1月－12月)：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	7.5			7.5	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	168.2		168.2		
損益に再分類される項目への課税	-20.4		-18.4	-2.0	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	4.8				4.8
損益に再分類されない項目への課税	-1.1				-1.1
その他の包括利益合計(2012年1月－12月)	159.0		149.8	5.5	3.7
包括利益合計(2012年1月－12月)	867.8		149.8	5.5	712.5
配当金	-420.0				-420.0
株主資本期末残高(2012年12月31日現在)[2]	**14,379.6**	**3,990.0**	**469.2**	**-19.3**	**9,939.7**
株主資本期首残高(2013年1月1日現在)	14,379.6	3,990.0	469.2	-19.3	9,939.7
純利益(2013年1月－6月)	78.4				78.4
その他の包括利益(2013年1月－6月)：					
損益に再分類される項目					
売却可能証券	11.2			11.2	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	-375.9		-375.9		
損益に再分類される項目への課税(2013年1月－6月)	80.2		82.7	-2.5	
損益に再分類されない項目					
確定給付制度の再評価	54.8				54.8
損益に再分類されない項目への課税(2013年1月－6月)	-12.1				-12.1
その他の包括利益合計(2013年1月－6月)	-241.8		-293.2	8.7	42.7
包括利益合計(2013年1月－6月)	-163.4		-293.2	8.7	121.1
配当金	-212.6				-212.6
株主資本期末残高(2013年6月30日現在)[2]	**14,003.7**	**3,990.0**	**176.0**	**-10.5**	**9,848.2**

[1] 株式の合計数は3,990,000株である。

[2] 全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

連結グループのキャッシュフロー計算書

(単位：百万クローナ)	2013年 1月-6月	2012年 1月-6月	2012年 1月-12月
営業活動			
営業利益[1]	105.0	493.7	824.4
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：			
信用損失準備金	14.7	27.9	23.4
減価償却費	17.4	8.2	19.5
デリバティブ	3,252.5	143.3	833.0
為替差額	3.6	-2.4	-3.8
未実現の公正価値の変動額	490.7	459.4	1,151.7
その他	-18.6	149.1	127.7
法人税支払額	-208.0	-220.1	-285.7
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	**3,552.3**	**565.4**	**1,865.8**
貸出実行額	-38,421.5	-18,488.7	-50,370.8
貸出返済額	23,869.7	22,864.4	48,843.3
保有債券および証券の純変動	18,751.8	-2,853.6	-9,469.4
その他の変動(純額)	209.3	-456.6	-453.6
営業活動からのキャッシュフロー	**8,066.6**	**2,124.6**	**-8,760.3**
投資活動			
資本的支出	-23.0	-19.0	-41.7
投資活動からのキャッシュフロー	**-23.0**	**-19.0**	**-41.7**
財務活動			
短期非劣後債務手取額	9,691.7	1,139.8	11,842.7
長期非劣後債務手取額	45,057.4	27,989.9	45,801.1
債務返済額	-31,006.8	-6,328.9	-27,141.6
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-29,743.7	-17,826.6	-22,694.4
支払配当	-212.6	-420.0	-420.0
財務活動からのキャッシュフロー	**-6,214.0**	**4,554.2**	**7,387.8**
当年度のキャッシュフロー(純額)	**1,829.6**	**6,659.8**	**-1,414.2**
現金および現金等価物の為替差額	-2.1	15.8	2.8
期首現金および現金等価物残高	2,338.2	3,749.6	3,749.6
期末現金および現金等価物残高[2]	**4,165.7**	**10,425.2**	**2,338.2**

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

[1] **受領済受取利息および支払済支払利息**

(単位：百万クローナ)	2013年 1月-6月	2012年 1月-6月	2012年 1月-12月
受領済受取利息	2,931.8	4,472.0	7,162.9
支払済支払利息	2,188.3	3,364.1	5,148.0

[2] **現金および現金等価物**

(単位：百万クローナ)	2013年 1月-6月	2012年 1月-6月	2012年 1月-12月
銀行預金	125.7	283.3	148.2
現金等価物	4,040.0	10,141.9	2,190.0
現金および現金等価物合計	**4,165.7**	**10,425.2**	**2,338.2**

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。注5を参照されたい。

注　記

1. 会計原則の適用および会計原則の変更に伴う影響
2. 金融取引の純業績
3. 減損および期日経過債権
4. 税金
5. 貸付および流動性資金
6. 金融資産および金融負債の分類
7. 公正価値による金融資産および金融負債
8. デリバティブ
9. 公的輸出金融制度
10. セグメント別報告
11. 偶発債務、偶発資産およびコミットメント契約
12. 自己資本比率およびエクスポージャー
13. 関連当事者との取引
14. 後発事象

別段の表示がない限り、金額の単位は全て百万クローナである。また、別段の表示がない限り、数値は全て連結グループに関するものである。

注１　会計原則の適用および会計原則の変更に伴う影響

本書は、IAS 第 34 号　中間財務報告に従っている。グループの連結財務諸表は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が発表し、欧州連合（以下「EU」という。）により承認されている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従い作成されている。会計は、信用機関および証券会社の年次会計に関する法律（1995 年 第 1559 号）、ならびにスウェーデン金融監督庁が公表した規則および一般的なガイドライン「信用機関および証券会社の年次報告」（FFFS 2008 年 第 25 号）にも従っている。またこれに加え、スウェーデン財務報告委員会が発表したグループ会社のための補足会計規則（RFR1）が適用されている。SEK はまた、SEK のコーポレート・ガバナンス方針と国有企業に対するガイドラインに従い、政府の外部報告に関する一般的なガイドラインに準拠している。

親会社の財務諸表は、スウェーデンの法律、スウェーデンの信用機関および証券会社の年次会計に関する法律（1995 年 第 1559 号）（ÅRKL）の要件、スウェーデン財務報告委員会が発表した勧告 RFR2「法的事業体の会計」およびスウェーデン金融監督庁の会計規則（FFFS 2008 年 第 25 号）に従って作成されており、つまり IFRS が ÅRKL の枠組みの中で可能な範囲において適用されている。親会社の業績および総資産が連結グループの営業利益と総資産の 95 パーセントを上回る。したがって、本注記における連結グループについての情報は、親会社の状況を色濃く反映している。

連結グループおよび親会社の会計方針、計算方法ならびに表示は、あらゆる重要な点において、2012 年度年次財務諸表に使用したものと同じであるが、2013 年 1 月 1 日付で効力が生じる新規および改訂された基準ならびに解釈、デリバティブ契約に関連する利息を受取利息および支払利息とする表示、および金融資産の減損に対する準備金の為替効果の表示を採用している点は除く。連結グループおよび親会社における会計方針、計算方法ならびに表示の変更の性質、また、その結果である以前の期間の修正再表示について、下記に

記載する。IFRS 第 10 号　連結財務諸表、IFRS 第 11 号　ジョイント・アレンジメントおよび IFRS 第 12 号　他の企業への関与の開示ならびに改訂された IAS 第 27 号　個別財務諸表および IAS 第 28 号　関連会社および共同支配企業に対する投資を含む、その他の新しい基準および改訂は、SEK の財務諸表に重要な影響を与えていない。

IAS 第 1 号　財務諸表の表示：その他の包括利益の項目の表示についての改訂

本改訂により、その他の包括利益に表示される項目のグループ分けが変更される。損益に再分類される項目は、損益に再分類されない項目と分けて表示される。本改訂は表示にのみ影響を与え、SEK の財政状態や業績には影響を及ぼさない。

改訂 IAS 第 19 号　従業員給付

IASB は、IAS 第 19 号を改訂した。これは主に確定給付制度に関連している。IAS 第 19 号の改訂は、保険数理上の利益および損失の認識を保留するというオプション（すなわち、回廊メカニズム）を削除する。SEK への影響は以下の通りである。SEK はもはや回廊方式を適用しておらず、かわりに保険数理上の利益および損失を全てその発生時にその他の包括利益において認識している。過去勤務費用は全て直ちに認識される。年金債務の利息費用および制度資産の期待収益は、正味確定給付債務（資産）に年金債務の割引率を適用して計算した正味利息で置き換える。当初の影響は 2012 年 1 月 1 日現在の利益剰余金に対して報告され、その後の変化は人件費およびその他の包括利益に報告される。本改訂は 2012 年度の人件費に重要な影響を与えていないため、人件費に関して比較数値は修正再表示されていない。さらに、2013 年度においても本改訂は人件費に重要な影響を与えていない。その他の包括利益および連結財政状態報告書に関連する修正再表示後の比較数値については、下記「改訂 IAS 第 19 号の影響」を参照されたい。

債務の計算に使用する割引率は変更されている。2013 年 1 月 1 日から、割引率はスウェーデンの担保付債券に基づいて決定されているが、これはその現在の市場がこの目的に使用するのに十分に深化したと考えられるためである。2013 年 1 月 1 日までは、割引率はスウェーデンの国債に基づいて決定されていた。この変更は、2013 年度におけるその他の包括利益に 42.7 百万クローナのプラスの影響を与えている。

IFRS 第 7 号　金融商品：開示

本改訂には、財政状態報告書において相殺されまたはマスター・ネッティング契約もしくは同様の契約に従う金融資産と金融負債についての新たな開示要件が含まれる。本改訂により SEK に対する開示要件が増える。注 8「デリバティブ」を参照されたい。

IFRS 第 13 号　公正価値測定

本基準は、公正価値の明確な定義と公正価値測定に関する単一の枠組みおよび IFRS 全体で使用する開示要件を示すことによって、一貫性を高め、複雑さを緩和することを目的としている。本要件は公正価値会計の使用を拡大するものではなく、公正価値会計の使用が IFRS のその他の基準に基づいてすでに要求または許可されている場合に、どのように適用すべきかの指針を示すものである。この新しい基準は、追加の開示要件を除き、SEK の財務諸表に重大な影響を及ぼしていない。注 7「公正価値による金融資産および金融負債」を参照されたい。

受取利息および支払利息

デリバティブ契約に関連する利息は、以前は、契約の純利息がプラスかマイナスかによって、受取利息または支払利息として表示されていた。2013 年度第 1 四半期現在、ヘッジ会計または経済的ヘッジにおいて資金調達のヘッジに使用されるデリバティブの利息は、契約の純利息がプラスかマイナスかにかかわらず、支払利息として表示されている。ヘッジ会計または経済的ヘッジにおいて資産のヘッジに使用されるデリバティブの利息は、契約の純利息がプラスかマイナスかにかかわらず、受取利息として表示されている。その目的は、ヘッジを考慮した後、資金調達にかかる実際の支払利息をより正確に表すことである。比較数値は修正再表示されている。下記の表「デリバティブ契約における利息の表示の変更」を参照されたい。この変更は受取利息および支払利息に影響を与えているが、純利息収益には一切影響はない。

金融資産の減損に対する準備金

金融資産の減損に対する準備金の為替効果は、2013 年度第 1 四半期から、金融取引の純業績として表示されている。それ以前は、かかる為替効果は減損と一緒に純信用損失として表示されていた。以前の期間は修正再表示されていない。

上記の変更の他に、過去の期間に計上されたいくつかの金額は、現在の表示と一致するように再分類されている。本書は、年次財務諸表で必要とされる全ての開示情報を含んではおらず、2012 年 12 月 31 日現在の当社の年次財務諸表と併せて読まれたい。

改訂 IAS 第 19 号の影響

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2012 年 4 月-6 月		2012 年 1 月-6 月		2012 年 1 月-12 月	
	従前の報告値	修正再表示後	従前の報告値	修正再表示後	従前の報告値	修正再表示後
損益に再分類されない項目						
確定給付制度の再評価		1.2		2.4		4.8
損益に再分類されない項目への課税		-0.3		-0.5		-1.1
損益に再分類されない項目(純額)		0.9		1.9		3.7
その他の包括利益合計	**114.2**	**115.1**	**21.5**	**23.4**	**155.3**	**159.0**
包括利益合計	**-74.3**	**-73.4**	**377.6**	**379.5**	**864.1**	**867.8**

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2012 年 12 月 31 日現在		2012 年 1 月 1 日現在	
	従前の報告値	修正再表示後	従前の報告値	修正再表示後
負債および株主資本				
繰延税金負債	728.1	718.9	811.6	801.4
引当金	54.4	96.2	49.6	96.1
負債合計	**298,723.4**	**298,756.0**	**305,733.8**	**305,770.1**
利益剰余金	9,972.3	9,939.7	9,683.5	9,647.2
株主資本合計	**14,412.2**	**14,379.6**	**13,968.1**	**13,931.8**
負債および株主資本合計	**313,135.6**	**313,135.6**	**319,701.9**	**319,701.9**

デリバティブ契約における利息の表示の変更

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年4月-6月		2012年1月-6月		2012年1月-12月	
	従前の報告値	修正再表示後	従前の報告値	修正再表示後	従前の報告値	修正再表示後
受取利息	2,716.5	1,616.3	5,262.8	3,354.2	10,352.3	6,077.6
支払利息	-2,211.4	-1,111.2	-4,252.3	-2,343.7	-8,472.4	-4,197.7
純利息収益	**505.1**	**505.1**	**1,010.5**	**1,010.5**	**1,879.9**	**1,879.9**

注2　金融取引の純業績

(単位：百万クローナ)	2013年4月-6月	2013年1月-3月	2012年4月-6月	2013年1月-6月	2012年1月-6月	2012年1月-12月
金融取引の純業績:						
全ての資産および負債の為替効果(公正価値による再評価に関連する為替効果を除く。)	-13.0	0.6	-1.2	-12.4	2.4	3.0
利息補償	1.0	0.3	-	1.3	-	1.1
譲渡済資産および買戻債務の実現損益	12.6	51.3	43.4	63.9	230.0	639.9[1]
一定の公正価値の変動控除前の金融取引の純業績合計	**0.6**	**52.2**	**42.2**	**52.8**	**232.4**	**644.0**
金融資産、金融負債および関連するデリバティブの未実現の公正価値の変動額	-352.2	-138.5	-597.2	-490.7	-459.4	-1,151.7[1]
金融取引の純業績合計	**-351.6**	**-86.3**	**-555.0**	**-437.9**	**-227.0**	**-507.7**

[1] 2012年度第3四半期中に、2013年1月1日から実施された大口エクスポージャーに関する新たな規制の枠組みに備えて、多額の金利・通貨デリバティブ数件を打ち切った際に、以前認識された未実現利益が実現された。営業利益の純損失はマイナス30.1百万クローナであった。実現利益は323.5百万クローナに上ったが、以前認識された未実現利益マイナス 353.6 百万クローナの戻し入れによって相殺された。これらのデリバティブは商業条件で新たなデリバティブに置き換えられた。

注3　減損および期日経過債権

(単位：百万クローナ)	2013年4月-6月	2013年1月-3月	2012年4月-6月	2013年1月-6月	2012年1月-6月	2012年1月-12月
信用損失[1、2]	-21.5	-2.7	-54.7	-24.2	-64.7	-71.7
従前の評価損の戻し入れ[1、2]	0.0	0.0	4.4	0.0	27.9	34.6
減損費用および戻し入れ(純額)	**-21.5**	**-2.7**	**-50.3**	**-24.2**	**-36.8**	**-37.1**
回収済信用損失	4.5	5.0	4.3	9.5	8.9	13.7
信用損失準備金	**-17.0**	**2.3**	**-46.0**	**-14.7**	**-27.9**	**-23.4**
うち貸付[3]に関するもの	-13.0	5.0	-25.1	-8.0	-28.6	-48.7
うち流動性資金[3]に関するもの	-4.0	-2.7	-20.9	-6.7	0.7	25.3
金融資産の減損に対する準備金						
前期繰り越し	-723.1	-720.8	-670.2	-720.8	-683.7	-683.7
売却された減損金融資産	-	-	-	-	-	-
減損費用および戻し入れ(純額)	-21.5	-2.7	-50.3	-24.2	-36.8	-37.1
為替効果[4]	-14.8	0.4	-	-14.4	-	-
次期繰り越し	**-759.4**	**-723.1**	**-720.5**	**-759.4**	**-720.5**	**-720.8**
うち貸付[3]に関するもの	-252.8	-234.7	-210.2	-252.8	-210.2	-235.1
うち流動性資金[3]に関するもの	-506.6	-488.4	-510.3	-506.6	-510.3	-485.7

[1] SEKは、2件のCDO形式の資産を有している。当該2件のCDOは、最終的に米国のサブプライム市場にさらされる最優先のトランシェである。当該2件のCDOに関して、6ヶ月間に3.1百万クローナ（2012年度上半期：戻し入れ額2.6百万クローナ）の減損が計上され、かかる減損の総額は482.0百万クローナ（2012年度末：462.6百万クローナ）であった。当該資産の減損前の簿価総額は606.3百万クローナ（2012年度末：594.4百万クローナ）である。

[2] 6ヶ月間の金額には、特定の相手方に関係していない不良債権に関連する引当金20.0百万クローナ（2012年度上半期：20.0百万クローナ）が含まれる。その結果、特定の相手方に関係していない不良債権の引当金は、合計220.0百万クローナ（2012年度末：200.0百万クローナ）であった。特定の相手方に関係していない不良債権の引当金は、個別に留保されていない資産に関する信用度の毀損に関係する。SEKは、償却原価で計上された全てのエクスポージャーに対する定量的分析および定性的分析の両方に基づく方法論に従って準備金を積み立てた。

[3] 定義については注5を参照されたい。

[4] このうち、2012年1月から12月までの期間において28.0百万クローナ、2012年4月から6月までの期間においてマイナス24.4百万クローナ、2012年1月から6月までの期間においてマイナス3.2百万クローナは、未実現の為替効果を表している。2013年度第1四半期現在、減損の為替効果は金融取引の純業績に表示されている。

期日経過債権

期日経過債権は、実質的に決済時に受け取ることが予想される額を反映して計上されている。

（単位：百万クローナ）	2013年6月30日現在	2012年12月31日現在
期日経過債権：		
90日未満延滞している総額	10.1	155.4[1]
90日超延滞している元本および利息の総額	4.4[2]	1,418.7[1,2]
かかる債権について延滞していない元本額	690.2	1,552.4[1]

[1] 2012年12月31日現在の期日経過債権は、主に、2013年度第1四半期にリストラクチャリングがなされた一つのローンに関連する償却で構成されていた。SEKは、新規貸付の条件が旧貸付のものと著しく異なるため、過去の貸付が解除され、新規貸付に置き換えられたと考えている。貸付は適正な保証で十分に保障されているため、関連する信用損失準備金は一切計上されていない。SEKは、償却計画の緩和が実施されている52.3百万クローナのリストラクチャーがなされた債権を保有している。リストラクチャリングによる減損は一切生じていない。

[2] 延滞している元本および利息の総額のうち、0.8百万クローナ（2012年度末：144.5百万クローナ）が当期末までに3ヶ月超6ヶ月未満支払期限が経過し、3.6百万クローナ（2012年度末：144.5百万クローナ）が当期末までに6ヶ月超9ヶ月未満支払期限が経過した。

注4　税金

税金の計上額は、当期の税金および繰延税金を表している。繰延税金は、非課税準備金に関する繰延税金を含む一時的差異の繰延税金を含んでいる。法人税率が2013年1月1日付で引き下げられたため、繰延税金

は再計算され、税率変更により 2012 年度の純利益に 116.4 百万クローナの利益およびその他の包括利益に 25.9 百万クローナの利益をもたらした。

注 5　貸付および流動性資金

利付証券の発行という形式をとった貸付は、SEK の貸付合計の一部である。SEK の貸付合計および流動性資金合計は以下の通り計算される。

(単位：百万クローナ)	2013 年 6 月 30 日現在	2012 年 12 月 31 日現在
貸付:		
利付証券の発行という形式をとった貸付	58,994.8	57,889.8
金融機関への貸付	23,914.1	22,083.6
一般への貸付	128,400.5	115,478.2
控除：		
満期までの期間が 3 ヶ月を超える預金	-5,579.2	-2,544.4
貸付合計	**205,730.2**	**192,907.2**
流動性資金:		
現金および現金等価物[1]	4,165.7	2,338.2
満期までの期間が 3 ヶ月を超える預金	5,579.2	2,544.4
財務省証券/国債	6,649.8	5,111.5
その他の利付証券(貸付を除く。)	55,970.4	77,693.3
流動性資金合計	**72,365.1**	**87,687.4**
利付資産合計	**278,095.3**	**280,594.6**

[1] この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が 3 ヶ月を超えない短期預金を含む。

注 6　金融資産および金融負債の分類

会計項目別金融資産

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日現在					
	合計	**損益を通じた公正価値での金融資産**		**ヘッジ会計に使用されるデリバティブ**	**売却可能資産**	**貸付金および債権[1]**
		売買目的[2]	当初認識時に指定(公正価値オプション(FVO))			
現金および現金等価物	4,165.7	-	-	-	-	4,165.7
財務省証券/国債	6,649.8	-	-	-	6,615.1	34.7
その他の利付証券(貸付を除く。)	55,970.4	-	2,352.1	-	17,103.2	36,515.1
利付証券の発行という形式をとった貸付	58,994.8	-	1,321.0	-	-	57,673.8
金融機関への貸付	23,914.1	-	-	-	-	23,914.1
一般への貸付	128,400.5	-	-	-	-	128,400.5
デリバティブ	17,933.9	7,821.0	-	10,112.9	-	-
金融資産合計	**296,029.2**	**7,821.0**	**3,673.1**	**10,112.9**	**23,718.3**	**250,703.9**

会計項目別金融負債

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日現在				
	合計	損益を通じた公正価値での金融負債		ヘッジ会計に使用されるデリバティブ	その他の金融負債[3]
		売買目的[2]	当初認識時に指定(FVO)		
金融機関からの借入	8,515.3	−	−	−	8,515.3
一般からの借入	58.1	−	−	−	58.1
発行済非劣後証券	260,869.4	−	90,181.2	−	170,688.2
デリバティブ	16,448.6	12,109.3	−	4,339.3	−
発行済劣後証券	2,829.5	−	−	−	2,829.5
金融負債合計	**288,720.9**	**12,109.3**	**90,181.2**	**4,339.3**	**182,091.1**

会計項目別金融資産

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在					
	合計	損益を通じた公正価値での金融資産		ヘッジ会計に使用されるデリバティブ	売却可能資産	貸付金および債権[1]
		売買目的[2]	当初認識時に指定(FVO)			
現金および現金等価物	2,338.2	−	−	−	−	2,338.2
財務省証券/国債	5,111.5	−	−	−	4,261.1	850.4
その他の利付証券(貸付を除く。)	77,693.3	−	2,996.8	−	13,118.2	61,578.3
利付証券の発行という形式をとった貸付	57,889.8	−	2,136.4	−	−	55,753.4
金融機関への貸付	22,083.6	−	−	−	−	22,083.6
一般への貸付	115,478.2	−	−	−	−	115,478.2
デリバティブ	25,711.2	11,319.7	−	14,391.5	−	−
金融資産合計	**306,305.8**	**11,319.7**	**5,133.2**	**14,391.5**	**17,379.3**	**258,082.1**

会計項目別金融負債

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在				
	合計	損益を通じた公正価値での金融負債		ヘッジ会計に使用されるデリバティブ	その他の金融負債[3]
		売買目的[2]	当初認識時に指定(FVO)		
金融機関からの借入	14,490.3	−	−	−	14,490.3
一般からの借入	56.9	−	−	−	56.9
発行済非劣後証券	258,090.1	−	116,478.7	−	141,611.4
デリバティブ	16,421.0	13,567.3	−	2,853.7	−
発行済劣後証券	3,012.7	−	−	−	3,012.7
金融負債合計	**292,071.0**	**13,567.3**	**116,478.7**	**2,853.7**	**159,171.3**

[1] 貸付金および債権のうち 7.8%（2012 年度末：8.1%）は公正価値ヘッジ会計および 7.2%（2012 年度末：6.6%）はキャッシュフロー・ヘッジ会計の対象となっており、残りの 85.0%（2012 年度末：85.3%）はヘッジ会計の対象となっていないため、償却原価で評価される。

[2] IAS 第 39 号に従って経済的ヘッジとして保有されているデリバティブを除き、売買目的に分類された資産はなかった。

[3] その他の金融負債のうち 72.1%（2012 年度末：73.4%）が公正価値ヘッジ会計の対象となっており、残りの 27.9%（2012 年度末：26.6%）はヘッジ会計の対象となっていないため、償却原価で評価される。

信用リスクの変動を原因とする金融負債の公正価値の累積変動額はマイナス 555.2 百万クローナ（2012 年度末：マイナス 753.9 百万クローナ）であった。これは負債の簿価の累積増加額に相当する。2013 年 1 月 1 日から 2013 年 6 月 30 日までの期間中、信用リスク部分は 198.7 百万クローナ減少して金融負債の価値を減少させ、営業利益にプラスの影響を与えた。2012 年 1 月 1 日から 2012 年 6 月 30 日までの期間中、信用リスク部分はマイナス 416.4 百万クローナ変動して金融負債の価値を増加させ、営業利益にマイナスの影響を与えた。2013 年 1 月 1 日から 2013 年 6 月 30 日までの期間中、信用リスクに起因するデリバティブの累積変動額はマイナス 20.7 百万クローナであり、営業利益にマイナスの影響を与えた。かかる評価は取引先水準で行われる。

6 ヶ月間において、約マイナス 310 億クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 63 億クローナ）の長期債務が返済されており、SEK の買戻債務および繰上償還債務は約マイナス 297 億クローナ（2012 年度第 2 四半期：マイナス 178 億クローナ）であった。

再分類

2008 年 7 月 1 日および 2008 年 10 月 1 日の時点で、SEK は、特定の資産を再分類し、「売買目的資産」および「売却可能資産」の区分から、「貸付金および債権」の区分に移動した。この再分類が行われたのは、世界規模の金融危機により 2008 年度後半に異常な市場環境が存在したことによって当該資産の流動性が乏しくなったため、および SEK としては、満期まで当該資産を保有できると評価していたためであり、したがってかかる売買目的証券または売却可能証券を減損する必要がなかった。再分類済資産は固定利付債券で構成されている。再分類済資産の予想キャッシュフローは、再分類時に契約上の金額と同額であり、かかる金額には元本および利息が含まれた。「売買目的資産」の区分から再分類された最後の資産は、2012 年度第 1 四半期に売却された。

以前に「売却可能資産」として計上された資産を「貸付金および債権」の区分とする上記の再分類が、2008 年 10 月 1 日付で行われた。SEK が再分類という選択肢を選んでいなければ、2013 年 1 月 1 日から 2013 年 6 月 30 日までの期間においては、その他の包括利益にマイナス 15.8 百万クローナのマイナスの影響を与えたであろう。また、2012 年度同期においては、その他の包括利益を 2.5 百万クローナ増加させたであろう。2013 年 1 月 1 日から 2013 年 6 月 30 日までの期間については、受取利息合計額 16.4 百万クローナがかかる再分類済資産からもたらされ、一方、2012 年 1 月 1 日から 2012 年 6 月 30 日までの期間については、受取利息合計額 22.0 百万クローナがかかる再分類済資産からもたらされた。

（単位：百万クローナ）	2013年6月30日現在			2012年12月31日現在		
再分類済金融資産	**名目価値**	**簿価**	**公正価値**	**名目価値**	**簿価**	**公正価値**
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	-	-	-	-	-
利付証券の発行という形式をとった貸付	648.1	689.9	702.9	766.9	821.9	850.7
合計	**648.1**	**689.9**	**702.9**	**766.9**	**821.9**	**850.7**

注７　公正価値による金融資産および金融負債

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日現在		
	簿価	**公正価値**	**超過(+)/不足(-)**
現金および現金等価物	4,165.7	4,165.7	0.0
財務省証券/国債	6,649.8	6,661.8	12.0
その他の利付証券(貸付を除く。)	55,970.4	55,530.6	-439.8
利付証券の発行という形式をとった貸付	58,994.8	61,091.1	2,096.3
金融機関への貸付	23,914.1	24,085.8	171.7
一般への貸付	128,400.5	130,937.3	2,536.8
デリバティブ	17,933.9	17,933.9	0.0
金融資産合計	**296,029.2**	**300,406.2**	**4,377.0**
金融機関からの借入	8,515.3	8,536.3	21.0
一般からの借入	58.1	58.1	0.0
発行済非劣後証券	260,869.4	262,768.6	1,899.2
デリバティブ	16,448.6	16,448.6	0.0
発行済劣後証券	2,829.5	2,297.7	-531.8
金融負債合計	**288,720.9**	**290,109.3**	**1,388.4**

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在		
	簿価	**公正価値**	**超過(+)/不足(-)**
現金および現金等価物	2,338.2	2,338.2	0.0
財務省証券/国債	5,111.5	5,114.0	2.5
その他の利付証券(貸付を除く。)	77,693.3	76,399.2	-1,294.1
利付証券の発行という形式をとった貸付	57,889.8	59,109.2	1,219.4
金融機関への貸付	22,083.6	22,274.4	190.8
一般への貸付	115,478.2	119,054.6	3,576.4
デリバティブ	25,711.2	25,711.2	0.0
金融資産合計	**306,305.8**	**310,000.8**	**3,695.0**
金融機関からの借入	14,490.3	14,490.3	0.0
一般からの借入	56.9	56.9	0.0
発行済非劣後証券	258,090.1	258,189.6	99.5
デリバティブ	16,421.0	16,421.0	0.0
発行済劣後証券	3,012.7	2,282.9	-729.8
金融負債合計	**292,071.0**	**291,440.7**	**-630.3**

財政状態報告書における金融負債の大半および金融資産のいくらかは、全面公正価値またはヘッジ関係においてヘッジされる要素の公正価値を表す価値で計上される。ただし、ヘッジ会計の対象ではなく公正価値オプションを使った公正価値で計上もされない貸付金および債権ならびにその他の金融負債は、償却原価で計上される。

償却原価で計上される項目についての公正価値の見積または推論の過程において、一定の平易化のための仮定がなされている。関連する項目について時価が存在する場合には、当該時価が使用されている。ただし、ほとんどの項目については、そのような時価が存在しない。こうした場合、公正価値は見積または推論による。当該価値の推論の過程は、当然不確実性を伴う。したがって、計上されている公正価値の大部分が、当社により見積られた価値を表すものとなっている。

一定の規制に従い、信用リスクに対する最大エクスポージャーを本書で表しているデリバティブの簿価は、実際のエクスポージャーを反映していない。取引先との担保契約の締結が図られる場合は、担保契約に基づく許容額が実際のエクスポージャーを表す。取引先との担保契約の締結が図られない場合には、公正価値（正の値）が、実際のエクスポージャーを表す。SEK は、ほぼ全ての場合に担保契約の締結を図っている。

金融商品の公正価値の決定

公正価値の最良の証拠は、活況市場における相場価格である。SEK の金融商品の大半は一般に取引されておらず、市場価格の入手が容易でない。

公正価値測定は、公正価値の階層を用いて分類される。公正価値で計上される金融商品は、データの重要性を反映する IFRS 公正価値の階層の三つのレベルに分類されている。これらの金融商品の分類は、公正価値測定に全体として重要な影響を及ぼす、最も低いレベルのデータに基づいている。

SEK は、評価手法に基づき、金融商品の公正価値の決定および開示において以下の階層を使用する。

レベル 1：同一の資産または負債の活況市場における相場価格（未調整）

レベル 2：計上された公正価値に重大な影響を及ぼす全データが直接的または間接的に観測できるその他の手法

レベル 3：計上された公正価値に重大な影響を及ぼすデータを用いる、観測可能な市場データに基づかない手法

SEK は、公正価値の階層のレベル間の移動を、変動が生じた報告期間の開始時に認識している。金融商品の全ての科目（資産および負債）において、公正価値は、内部設定評価モデル、外部設定評価モデルおよび外部関係者から提供される取引値を利用して計算される。ある金融商品について、市場が活況市場でない場合、公正価値は、評価手法を用いて設定する。評価手法を用いる目的は、通常の取引条件に基づく独立当事者間取引において、測定日の取引価格であったであろう価格を設定することである。評価手法には、見識があり自発的意思を有する当事者による最近の公正な市場取引（もしある場合）、実質的に同等の他の商品の現在の公正価値の参照、割引キャッシュフロー分析およびオプション価格設定モデルの利用が含まれる。評価手法は、定期的に、同等の商品の観測可能な現在の市場取引における価格を使用して、または入手可能で観測可能な市場データに基づき、修正され妥当性を検査される。

SEK は、公正価値の計算において、価格の市場見通しを最大限に反映するために、観測可能な市場の相場（市場データ）の使用を求める。これらの市場の相場は、公正価値の計算をするための定量的手法において直接的または間接的に使用される。市場データの間接的な使用例は、次の通りである。

・観測可能な市場データによるディスカウント・カーブの導出。これは、観測不可能なデータ点を計算するために改変される。
・金融商品の公正価値を計算するために使用される定量的手法。当該手法は、入手可能な市場データを使用して、同様の商品に関する観測可能な市場価格を再現できるように調整される。

場合によっては、市場における低い流動性により観測可能な市場データへのアクセスがない場合がある。これらの場合、SEK は、市場基準に従い次に基づき評価を行う。
・これまで観測された市場データ。一例として、相関関係が時系列の分析により決定される場合、二つの為替レート間の相関関係による評価。
・類似の観測可能な市場データ。一例として、観測可能な市場の相場が入手可能である最も満期が長いオプションよりも満期が長いストックオプションの変動に関する SEK の評価。かかる場合、SEK は、観測可能な市場の相場に基づいてより短い満期に関する価格を推測する。

観測可能な市場データについて、SEK は、購入契約に基づき第三者による情報（ロイターおよびブルームバーグで入手可能な情報など）を利用している。これらの種類の情報は、二つのグループに区別される。一つめのグループは直接的に観測可能な価格で構成され、二つめは観測された価格から計算された市場データで構成される。

一つめのグループの例としては、様々な通貨ならびに満期において、為替レート、株価、株価指数水準、スワップ価格、先物価格、ベーシス・スプレッドおよび債券価格がある。公正価値での評価の基礎であり、SEK が利用するディスカウント・カーブは、観測可能な市場データで構成される。

二つめのグループの例としては、「ブラック・ショールズ・モデル」によって計算され、変動を通じて取引される外国為替市場におけるコール・オプションなどの標準割当フォームがある。このグループの追加例としては、様々な通貨ならびに満期において、為替相場の変動、スワップの変動、キャップ／フロアの変動、株式の変動、株式の配当予定およびクレジット・デフォルト・スワップ・スプレッドがある。

SEK は市場データの高いクオリティを継続的に確保し、財務報告に関連して市場データの徹底的な検証が四半期毎に行われる。

観測可能な市場データに基づき評価できない取引については、観測不可能な市場データを利用することが必要である。SEK が使用する観測不可能な市場データの一例は、観測可能な市場データを利用して作られたディスカウント・カーブであり、後に観測不可能なデータの計算のために推測される。

取締役会の財務委員会は、SEK の執行委員会の資産負債委員会に、公正価値に関する方法および方針（評価モデルの承認を含む。）について、SEK の意思決定機関として行為するよう委託した。評価モデルの使用には、検証およびその後の承認が必要となる。検証は、独立した統制を確保するためにリスク・コントロール部で行われる。資産負債委員会は、評価モデルの承認または変更をする際に決定を下す。

一定の種類の金融商品の公正価値の決定

デリバティブ

デリバティブは公正価値で計上され、公正価値は、内部設定評価、外部評価モデル、当該商品について外部関係者またはディーラーから提供される取引値または市場の取引値に基づいて計算される。デリバティブの公正価値を計算する場合、取引先の信用リスクに関連する商品の公正価値への影響は、取引先のクレジット・デフォルト・スワップの公式の相場価格に基づいている（もし当該価格が入手可能な場合）。

発行済債券

発行済債券の公正価値を計算する場合、SEK 自身の信用リスクが公正価値に及ぼす影響は、異なる市場における観察に基づいた内部設定モデルに従って評価される。使用されるモデルには、評価のための観測可能および観測不可能なパラメーターの両方が含まれる。

組込デリバティブを取り入れた複合金融商品である発行済債券

SEK は、多数の金融市場で債券を発行している。これら債券の多くは、組込デリバティブを取り入れた複合金融商品である。SEK は、効果的に経済的ヘッジを行うために、デリバティブを用いてかかる金融商品のリスクをヘッジすることを方針としている。かかる複合債券は、損益を通じて公正価値で測定される金融負債として分類される。この種の金融商品については市場で建値されないため、公正価値の計算には、評価モデルが使用される。お互いに有効にヘッジしあうかかる金融商品およびデリバティブの評価総額の算出には、最適な評価手法、仮定および見積に関する複雑な判断が必要である。異なる評価モデルや仮定が使用されたり、仮定が変更されたりすれば、評価結果は異なるものとなりうる。SEK の自己債務の信用スプレッドおよびベーシス・スプレッドの評価に与える影響（相当大きくなる可能性がある。）を除いても、公正価値のかかる変動は一般的にお互いに相殺しあうであろう。

公正価値の階層別金融資産

（単位：百万クローナ）	2013年6月30日現在							
	損益またはその他の包括利益を通じた公正価値での金融資産				売却可能			
	レベル1	レベル2	レベル3	合　計	レベル1	レベル2	レベル3	合　計
現金および現金等価物	－	－	－	－	－	－	－	－
財務省証券/国債	－	－	－	－	6,625.5	－	－	6,625.5
その他の利付証券（貸付を除く。）	1,904.1	172.7	275.3	2,352.1	6,429.0	10,674.3	－	17,103.3
利付証券の発行という形式をとった貸付	830.3	490.7	－	1,321.0	－	－	－	－
金融機関への貸付	－	－	－	－	－	－	－	－
一般への貸付	－	－	－	－	－	－	－	－
デリバティブ	379.3	13,814.8	3,739.7	17,933.8	－	－	－	－
公正価値の階層別金融資産合計	**3,113.7**	**14,478.2**	**4,015.0**	**21,606.9**	**13,054.5**	**10,674.3**	**－**	**23,728.8**

公正価値の階層別金融負債

（単位：百万クローナ）	2013年6月30日現在			
	損益またはその他の包括利益を通じた公正価値での金融負債			
	レベル1	レベル2	レベル3	合　計
金融機関からの借入	－	－	－	－
一般からの借入	－	－	－	－
発行済非劣後証券	－	31,543.0	58,638.2	90,181.2
デリバティブ	433.2	12,308.8	3,706.6	16,448.6
発行済劣後証券	－	－	－	－
公正価値の階層別金融負債合計	**433.2**	**43,851.8**	**62,344.8**	**106,629.8**

2013年1月から6月までの期間において、レベル1からレベル2に移動された公正価値での金融資産または金融負債はない。特定の利付証券は、IFRS 第 13 号の適用に関連した分類の見直しにより、レベル 2 からレベル1に移動された。

公正価値の階層別金融資産

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在							
	損益またはその他の包括利益を通じた公正価値での金融資産				売却可能			
	レベル1	レベル2	レベル3	合　計	レベル1	レベル2	レベル3	合　計
現金および現金等価物	-	-	-	-	-	-	-	-
財務省証券/国債	-	-	-	-	-	4,261.1	-	4,261.1
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	2,476.2	520.6	2,996.8	-	13,118.2	-	13,118.2
利付証券の発行という形式をとった貸付	-	1,630.1	506.3	2,136.4	-	-	-	-
金融機関への貸付	-	-	-	-	-	-	-	-
一般への貸付	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ	-	16,706.4	9,004.8	25,711.2	-	-	-	-
公正価値の階層別金融資産合計	**-**	**20,812.7**	**10,031.7**	**30,844.4**	**-**	**17,379.3**	**-**	**17,379.3**

公正価値の階層別金融負債

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在			
	損益またはその他の包括利益を通じた公正価値での金融負債			
	レベル1	レベル2	レベル3	合　計
金融機関からの借入	-	-	-	-
一般からの借入	-	-	-	-
発行済非劣後証券	-	27,271.2	89,207.5	116,478.7
デリバティブ	-	11,308.5	5,112.5	16,421.0
発行済劣後証券	-	-	-	-
公正価値の階層別金融負債合計	**-**	**38,579.7**	**94,320.0**	**132,899.7**

2012年度中、レベル1からレベル2またはレベル2からレベル1に移動された公正価値での金融資産または金融負債はない。

レベル3の公正価値での金融資産

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日現在							
	2013年1月1日	購入	決済および売却	レベル3へ移動[2]	レベル3から移動	損益を通じた利益および損失[1]	包括利益における利益および損失	2013年6月30日
その他の利付証券(貸付を除く。)	520.6	-	-41.2	-	-191.1	-13.0	-	275.3
利付証券の発行という形式をとった貸付	506.3	-	-504.6	-	-	-1.7	-	0.0
デリバティブ	9,004.8	-23.2	-2,322.5	20.9	-359.1	-2,581.2	-	3,739.7
レベル3の公正価値での金融資産合計	**10,031.7**	**-23.2**	**-2,868.3**	**20.9**	**-550.2**	**-2,595.9**	**-**	**4,015.0**

レベル3の公正価値での金融負債

（単位：百万クローナ）

	2013年6月30日現在							
	2013年1月1日	発行	決済および買戻し	レベル3へ移動[2]	レベル3から移動	損益を通じた利益および損失[1]	包括利益における利益および損失	2013年6月30日
発行済非劣後証券	89,207.5	5,263.3	−35,253.9	−	−127.0	−451.7	−	58,638.2
デリバティブ	5,112.5	429.0	−429.6	51.7	−76.7	−1,328.6	−	3,706.6
レベル3の公正価値での金融負債合計	**94,320.0**	**5,692.3**	**−35,683.5**	**51.7**	**−203.7**	**−1,780.3**	**−**	**62,344.8**

レベル3の公正価値での金融資産

（単位：百万クローナ）

	2012年12月31日現在							
	2012年1月1日	購入	決済および売却	レベル3へ移動	レベル3から移動[3]	損益を通じた利益および損失[1]	包括利益における利益および損失	2012年12月31日
その他の利付証券（貸付を除く。）	571.6	−	−	−	−	−51.0	−	520.6
利付証券の発行という形式をとった貸付	509.5	−	−	−	−	−3.2	−	506.3
デリバティブ	10,444.9	492.8	−1,945.4	−	−394.8	407.3	−	9,004.8
レベル3の公正価値での金融資産合計	**11,526.0**	**492.8**	**−1,945.4**	**−**	**−394.8**	**353.1**	**−**	**10,031.7**

レベル3の公正価値での金融負債

（単位：百万クローナ）

	2012年12月31日現在							
	2012年1月1日	発行	決済および買戻し	レベル3へ移動	レベル3から移動[3]	損益を通じた利益および損失[1]	包括利益における利益および損失	2012年12月31日
発行済非劣後証券	121,676.3	8,668.5	−29,081.4	−	−12,716.6	660.7	−	89,207.5
デリバティブ	13,470.0	133.0	−2,832.7	−	−1,184.9	−4,472.9	−	5,112.5
レベル3の公正価値での金融負債合計	**135,146.3**	**8,801.5**	**−31,914.1**	**−**	**−13,901.5**	**−3,812.2**	**−**	**94,320.0**

[1] 損益を通じた利益および損失は、金融取引の純業績として計上される。2013年6月30日現在保有する資産および負債の未実現の公正価値の変動額は、マイナス5億クローナ（2012年度末：マイナス5億クローナ）であり、金融取引の純業績として計上された。

[2] 2013年1月から6月までの期間におけるレベル2からレベル3への移動は、IFRS第13号の適用に関連した分類の見直しによるものである。2013年1月から6月までの期間におけるレベル3からレベル2への移動は、IFRS第13号の適用に関連した分類の見直しによるものである。

[3] 2012年度中のレベル3からレベル2への移動は、評価システムによる支援が改善され、計上された公正価値に重要な影響を及ぼす市場データが観測可能な評価モデルによって、公正価値がもたらされるようになったことに起因する。

レベル 3 の金融商品の評価の不確実性

レベル 3 の金融商品の市場評価を測定するためのモデルに含まれるパラメーターの推定は、主観性および不確実性に関連しているため、SEK は、IFRS 第 13 号に従い、他の合理的なパラメーター値を使用して、レベル 3 の金融商品の公正価値の差異を分析した。レベル 3 の金融商品の評価には、オプション・モデルが使用される。レベル 3 の金融商品の公正価値は、仕組商品の異なる対象間における異なる種類の相互関係に著しく影響を受けており、観測可能な市場データに基づいていない。したがって、この感応度分析は、ポートフォリオの再評価に基づいており、かかる再評価において、相互関係はプラス／マイナス 10 パーセント・ポ

イント調整されている。再評価が行われた後、各取引の最高値／最低値が選択される。

その結果、SEK のビジネスモデルに従い、組込デリバティブを取り入れた SEK の複合金融商品は、効果的に経済的ヘッジを行うために、デリバティブによってヘッジされる。つまり、複合金融商品の価値の上昇または低下は、債券の原指標もデリバティブの一部であるため、組込デリバティブの同等の上昇または低下により相殺される。下記の表は、変動がプラス／マイナス最大となる、レベル 3 の金融商品への影響に関するシナリオ分析である。当該分析は、発行済証券とデリバティブの両方が、資産または負債にかかわらず、最大または最小の市場評価になった場合の影響額を示すものである。感応度分析におけるプラス／マイナスの評価は、業績全般にプラス／マイナスの影響をもたらす。

観測不可能な主要データ

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日現在の公正価値	観測不可能なデータの見積範囲[1]	
金融商品の種類			
資産			
その他の利付証券(貸付を除く。)	275.3		
デリバティブ	3,739.7	FX	0.95-(0.80)
負債		株式	0.97-(0.56)
発行済非劣後証券	58,638.2	その他	0.84-(0.07)
デリバティブ	3,706.6		

[1] 市場参加者が金融商品の価格決定に使用するであろうとSEKが決定した相互関係の範囲を示している。仕組みは債券および債券をヘッジするデリバティブの両方で表示されている。

感応度分析 - レベル3の資産および負債

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日現在							
	市場評価が最大のシナリオ	市場評価が最小のシナリオ	市場評価が最大のシナリオ	市場評価が最小のシナリオ	市場評価が最大のシナリオ	市場評価が最小のシナリオ	市場評価が最大のシナリオ	市場評価が最小のシナリオ
	合計		FX		株式		その他	
資産								
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-
デリバティブ	56.6	-53.1	62.9	-57.0	-4.4	4.2	-1.9	-0.3
レベル3の資産の公正価値の変動合計	**56.6**	**-53.1**	**62.9**	**-57.0**	**-4.4**	**4.2**	**-1.9**	**-0.3**
負債								
発行済非劣後証券	-202.3	198.5	-216.2	210.6	17.5	-17.0	-3.6	4.9
デリバティブ	-136.5	140.1	-145.1	149.7	13.6	-14.8	-5.5	5.1
レベル3の負債の公正価値の変動合計	**-338.8**	**338.6**	**-361.3**	**360.3**	**31.1**	**-31.8**	**-9.1**	**10.0**
損益への影響合計	**-282.2**	**285.5**	**-298.4**	**303.3**	**26.7**	**-27.6**	**-11.0**	**9.8**

感応度分析 - レベル3の資産および負債

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在	
	市場評価が最大のシナリオ	市場評価が最小のシナリオ
資産		
その他の利付証券(貸付を除く。)	-	-
デリバティブ	204.5	-156.3
レベル3の資産の公正価値の変動合計	**204.5**	**-156.3**
負債		
発行済非劣後証券	-300.2	456.9
デリバティブ	220.3	-206.9
レベル3の負債の公正価値の変動合計	**-79.9**	**250.0**
損益への影響合計	**124.6**	**93.7**

注8　デリバティブ

種類別デリバティブ

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日現在			2012年12月31日現在		
	公正価値での資産	公正価値での負債	名目金額	公正価値での資産	公正価値での負債	名目金額
金利関連契約	4,754.8	8,672.4	186,825.3	6,528.0	6,868.6	150,547.6
通貨関連契約	11,214.3	5,956.4	172,216.6	16,823.1	4,974.7	207,056.2
株式関連契約	1,911.7	1,605.7	25,013.9	2,228.0	3,234.5	40,363.3
商品、信用リスク等関連契約	53.1	214.1	5,246.5	132.1	1,343.2	16,094.7
デリバティブ合計	**17,933.9**	**16,448.6**	**389,302.3**	**25,711.2**	**16,421.0**	**414,061.8**

取引先、金利、為替およびその他のエクスポージャーに関する SEK の方針に基づき、SEK は異なる種類のデリバティブ（大部分は様々な金利関連および為替関連の契約）を使用し、その当事者となっている。これらの契約は、契約毎に公正価値で財政状態報告書に計上されている。

SEK は金融資産および金融負債に内在するリスク・エクスポージャーをヘッジするために、主としてデリバティブを使用する。デリバティブは、可能な場合には、市場の相場を使用して公正価値で評価される。市場の相場が使用できない場合は、評価モデルが使用される。SEK は取引先の信用度における変動の純エクスポージャー公正価値を調整するためにモデルを使用する。使用されるモデルは、直接観測できる市場のパラメーターおよび観測できない市場のパラメーターの両方を含む。

デリバティブの名目金額および公正価値は、実際のエクスポージャーを反映していない。取引先との担保契約の締結が図られる場合は、担保契約に基づく許容額が実際のエクスポージャーを表す。取引先との担保契約の締結が図られない場合には、公正価値（正の値）が、実際のエクスポージャーを表す。SEK は、ほぼ全ての場合に担保契約の締結を図っている。

いくつかのクレジット・デフォルト・スワップ契約はデリバティブであるため、損益を通じた公正価値で金融資産または金融負債として分類される。一方その他は金融保証として分類され、償却原価で計上される。2013 年 6 月 30 日現在、金融保証として分類されたクレジット・デフォルト・スワップ契約の名目金額は、7,861.6 百万クローナ（2012 年度末：9,233.1 百万クローナ）であった。

SEK のデリバティブ契約の多くは OTC（店頭）デリバティブと呼ばれるものであり、取引所では取引されないデリバティブ契約である。取引所で取引されない SEK のデリバティブ取引は、ISDA マスター・ネッティング契約に基づいて締結される。一般的に、かかる契約の下では、同一通貨による全ての未決済取引について

各取引先が契約上 1 日に支払うべき金額は、一方当事者が他方当事者に対して支払うべき単一の正味金額に合算される。例えば、デフォルト等の信用事由が生じた場合などの特定の状況下では、当該契約に基づく全ての未決済取引は終了となり、解約価額が算定され、全取引の決済において単一の正味金額のみが支払われることになる。SEK は、かかる事由が発生した場合に当該ネッティングが強制可能な法域の取引先とのみ、デリバティブ取引を締結するように努めている。

上記の ISDA 契約は、財政状態報告書において相殺するための基準を満たしていない。これは、かかる契約が、SEK もしくは取引先の債務不履行事由、支払不能または破産が発生した後に限り、強制可能な認識額を相殺する権利を創出するためである。また、SEK およびその取引先は、純額ベースでの決済や、資産の実現と負債の決済を同時に実施する意図はない。

ISDA マスター・ネッティング契約は、取引先エクスポージャーの担保化を規定する補足契約により補完される。SEK は、現金および限定的に国債による担保を受領し、承認している。かかる担保は、ISDA クレジット・サポート・アネックスの業界における標準的な条件の対象となる。

以下の表に記載された開示内容には、強制可能なマスター・ネッティング契約や類似の金融商品を補償する同種の契約の対象になっている金融資産および金融負債が含まれている。SEK は、強制可能なマスター・ネッティング契約や同種の契約の対象になっているデリバティブ取引のみを締結している。SEK は、財政状態報告書において相殺される金融資産または金融負債を一切保有していない。

相殺、強制可能なマスター・ネッティング契約および同種の契約の対象となる金融資産

（単位：百万クローナ）	2013 年 6 月 30 日現在	2012 年 12 月 31 日現在
	デリバティブ	デリバティブ
認識された金融資産の総額	17,933.9	25,711.2
財政状態報告書で相殺される金額	–	–
財政状態報告書に表示される金融資産の純額	**17,933.9**	**25,711.2**
財政状態報告書で相殺されない、強制可能なマスター・ネッティング契約または同種の契約の対象となる金額：		
金融商品	-10,262.0	-12,410.2
受領した現金担保	-6,613.6	-10,573.2
純額	**1,058.3**	**2,727.8**

相殺、強制可能なマスター・ネッティング契約および同種の契約の対象となる金融負債

（単位：百万クローナ）	2013 年 6 月 30 日現在	2012 年 12 月 31 日現在
	デリバティブ	デリバティブ
認識された金融負債の総額	16,448.6	16,421.0
財政状態報告書で相殺される金額	–	–
財政状態報告書に表示される金融負債の純額	**16,448.6**	**16,421.0**
財政状態報告書で相殺されない、強制可能なマスター・ネッティング契約または同種の契約の対象となる金額：		
金融商品	-10,262.0	-12,410.2
提供された現金担保	-4,523.0	-1,519.1
純額	**1,663.6**	**2,491.7**

注 9　公的輸出金融制度

SEK は、報酬を受けてスウェーデン政府輸出信用支援制度およびスウェーデン政府関連援助融資プログラム（以下総称して「公的輸出金融制度」という。）を運営している。スウェーデン政府が公表する当社に対する株主の指示における委託に従い、SEK は、公的輸出金融制度における貸付供与を管理している。これについては 2012 年度年次報告書の注 1(d)を参照されたい。当該株主の指示に基づく公的輸出金融制度から SEK への報酬は、51.2 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：44.2 百万クローナ）であり、SEK の包括利益計算書の受取利息の一部として開示されている。公的輸出金融制度の資産および負債は SEK の財政状態報告書に含まれている。

CIRR（Commercial Interest Reference Rate）貸付は公的輸出金融制度の二種類の貸付のうちの一つであり、もう一方は譲許的貸付である。2013 年度上半期の公的輸出金融制度の純業績は 62.0 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：42.1 百万クローナ）であり、そのうち CIRR 貸付の純業績は 85.1 百万クローナ（2012 年度第 2 四半期：65.0 百万クローナ）であった。

公的輸出金融制度の包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2013 年 4 月-6 月	2013 年 1 月-3 月	2012 年 4 月-6 月	2013 年 1 月-6 月	2012 年 1 月-6 月	2012 年 1 月-12 月
受取利息	272.8	267.4	278.3	540.2	536.6	1,083.3
支払利息	-220.3	-214.8	-232.2	-435.1	-450.5	-913.6
純利息収益	**52.5**	**52.6**	**46.1**	**105.1**	**86.1**	**169.7**
利息補償	8.9	0.0	-	8.9	-	0.7
SEK への報酬	-26.4	-24.8	-23.3	-51.2	-44.2	-89.4
外国為替の影響	-0.5	-0.3	-1.0	-0.8	0.2	2.0
スウェーデン政府へ(-)/から(+)の補填	-34.5	-27.5	-21.8	-62.0	-42.1	-83.0
営業利益	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**	**0.0**

公的輸出金融制度の財政状態報告書（SEK の財政状態報告書に含まれる。）

(単位：百万クローナ)	2013 年 6 月 30 日現在	2012 年 12 月 31 日現在
現金および現金等価物	4.6	6.6
貸付	43,103.0	39,499.1
デリバティブ	158.6	11.6
その他の資産	1,500.1	2,470.5
資産合計	**44,766.3**	**41,987.8**
負債	43,439.0	39,821.3
デリバティブ	1,327.3	2,166.5
株主資本	-	-
負債および株主資本合計	**44,766.3**	**41,987.8**
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付(注 11 参照)	14,385.8	12,675.4
拘束力のある融資申出(注 11 参照)	33,284.9	30,497.7

公的輸出金融制度に基づく貸付種類別の業績（CIRR 貸付）

(単位：百万クローナ)	2013 年 4 月-6 月	2013 年 1 月-3 月	2012 年 4 月-6 月	2013 年 1 月-6 月	2012 年 1 月-6 月	2012 年 1 月-12 月
純利息収益	63.8	63.3	57.2	127.1	107.9	212.9
利息補償	8.9	0.0	-	8.9	-	0.7
SEK への報酬	-25.8	-24.3	-22.7	-50.1	-43.1	-87.2
外国為替の影響	-0.5	-0.3	-1.0	-0.8	0.2	2.0
合計	**46.4**	**38.7**	**33.5**	**85.1**	**65.0**	**128.4**

公的輸出金融制度に基づく貸付種類別の業績（譲許的貸付）

(単位：百万クローナ)	2013年 4月-6月	2013年 1月-3月	2012年 4月-6月	2013年 1月-6月	2012年 1月-6月	2012年 1月-12月
純利息収益	-11.3	-10.7	-11.1	-22.0	-21.8	-43.2
利息補償	-	-	-	-	-	-
SEKへの報酬	-0.6	-0.5	-0.6	-1.1	-1.1	-2.2
外国為替の影響	-	-	-	-	-	-
合計	**-11.9**	**-11.2**	**-11.7**	**-23.1**	**-22.9**	**-45.4**

注10　セグメント別報告

IFRS第8号に従い、SEKには、直接融資および最終顧客融資の二つのセグメントがある。直接融資は、SEKがスウェーデンの輸出企業に対して直接、またはその利益のために手配する融資である。最終顧客融資は、SEKがスウェーデンの物品およびサービスの購入者のために手配する融資である。

SEKの経営陣は、未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益を主な根拠としてその事業を評価する。セグメントの収益性、会計方針およびセグメント間における割当の評価は、IFRS第8号に基づき、上級経営陣に対して報告される情報に従う。

損益およびセグメントに直接割り当てられない利付資産は、セグメントに公平な割当を行うと経営陣が考える内部方針に従い、割当方式で割り当てられる。

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2013年4月-6月				
	直接融資	最終顧客融資	連結包括利益計算書との調整	未実現の公正価値の変動額	合計
純利息収益および純手数料	243.9	140.8	-	-	**384.7**
金融取引の純業績	-1.3	1.9	-	-	**0.6**
その他の営業収益	-	-	-	-	**-**
営業費用	-45.7	-77.7	-	-	**-123.4**
純信用損失	-10.6	-6.4	**-**	**-**	**-17.0**
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	**186.3**	**58.6**	**-**	**-**	**244.9**
未実現の公正価値の変動額	**-**	**-**	**-**	-352.2	**-352.2**
営業利益	**186.3**	**58.6**	**-**	**-352.2**	**-107.3**

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2013年1月-3月				
	直接融資	最終顧客融資	連結包括利益計算書との調整	未実現の公正価値の変動額	合計
純利息収益および純手数料	262.7	163.5	-	-	**426.2**
金融取引の純業績	16.5	35.8	-	-	**52.3**
その他の営業収益	-	-	-	-	**-**
営業費用	-47.6	-82.4	-	-	**-130.0**
純信用損失	2.8	-0.5	**-**	**-**	**2.3**
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	**234.4**	**116.4**	**-**	**-**	**350.8**
未実現の公正価値の変動額	**-**	**-**	**-**	-138.5	**-138.5**
営業利益	**234.4**	**116.4**	**-**	**-138.5**	**212.3**

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)　　2012年4月-6月

	直接融資	最終顧客融資	連結包括利益計算書との調整	未実現の公正価値の変動額	合計
純利息収益および純手数料	292.1	212.1	-	-	**504.2**
金融取引の純業績	16.8	25.4	-	-	**42.2**
その他の営業収益	-	-	1.1	-	**1.1**
営業費用	-57.1	-92.4	-	-	**-149.5**
純信用損失	-9.5	-36.5	-	-	**-46.0**
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	**242.3**	**108.6**	**1.1**	**-**	**352.0**
未実現の公正価値の変動額	-	-	-	-597.2	**-597.2**
営業利益	**242.3**	**108.6**	**1.1**	**-597.2**	**-245.2**

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)　　2013年1月-6月

	直接融資	最終顧客融資	連結包括利益計算書との調整	未実現の公正価値の変動額	合計
純利息収益および純手数料	506.6	304.4	-	-	**811.0**
金融取引の純業績	15.1	37.7	-	-	**52.8**
その他の営業収益	-	-	-	-	**-**
営業費用	-93.3	-160.1	-	-	**-253.4**
純信用損失	-7.8	-6.9	-	-	**-14.7**
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	**420.6**	**175.1**	**-**	**-**	**595.7**
未実現の公正価値の変動額	-	-	-	-490.7	**-490.7**
営業利益	**420.6**	**175.1**	**-**	**-490.7**	**105.0**

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)　　2012年1月-6月

	直接融資	最終顧客融資	連結包括利益計算書との調整	未実現の公正価値の変動額	合計
純利息収益および純手数料	580.7	431.0	-	-	**1,011.7**
金融取引の純業績	99.0	133.4	-	-	**232.4**
その他の営業収益	-	-	18.8	-	**18.8**
営業費用	-110.4	-171.5	-	-	**-281.9**
純信用損失	-6.1	-21.8	-	-	**-27.9**
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	**563.2**	**371.1**	**18.8**	**-**	**953.1**
未実現の公正価値の変動額	-	-	-	-459.4	**-459.4**
営業利益	**563.2**	**371.1**	**18.8**	**-459.4**	**493.7**

連結包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年1月-12月				
	直接融資	**最終顧客融資**	**連結包括利益計算書との調整**	**未実現の公正価値の変動額**	**合計**
純利息収益および純手数料	1,098.7	781.4	-	-	**1,880.1**
金融取引の純業績	169.6	150.9	-	-	**320.5**
その他の営業収益	-	-	19.9	-	**19.9**
営業費用	-220.0	-324.5	-	-	**-544.5**
純信用損失	-13.1	-10.3	-	-	**-23.4**
未実現の公正価値の変動額を除いた営業利益	**1,035.2**	**597.5**	**19.9**	**-**	**1,652.6**
未実現の公正価値の変動額	-	-	-	-828.2	**-828.2**
営業利益	**1,035.2**	**597.5**	**19.9**	**-828.2**	**824.4**

利付資産および承諾済未実行貸付

(単位：十億クローナ)	2013年6月30日現在			2012年12月31日現在		
	直接融資	**最終顧客融資**	**セグメントの合計**	**直接融資**	**最終顧客融資**	**セグメントの合計**
利付資産	110.1	160.6	**270.7**	115.5	160.6	**276.1**
承諾済未実行貸付	-	26.6	**26.6**	-	25.9	**25.9**

セグメントの合計と連結財政状態報告書の資産合計との調整

(単位：十億クローナ)	**2013年6月30日現在**	**2012年12月31日現在**
セグメントの合計	**270.7**	**276.1**
現金および現金等価物	4.2	2.3
デリバティブ	17.9	25.7
有形固定資産・無形資産	0.2	0.2
その他の資産	7.5	4.0
前払費用および未収収益	2.4	2.7
その他[1]	3.2	2.1
資産合計	**306.1**	**313.1**

[1] 主に未実現の公正価値の変動額である。

注11　偶発債務、偶発資産およびコミットメント契約

偶発債務およびコミットメント契約は、2013年6月30日現在の連結財政状態報告書に関連して開示される。偶発債務は、1.0百万クローナ（2012年度末：1.1百万クローナ）のVenantius ABへの過去の貸付に関する負債である。

コミットメント契約は、承諾済未実行貸付および拘束力のある融資申出である。このような承諾済未実行貸付は、顧客により承諾されたが、2013年6月30日現在まだ実行されていない貸付申出を指す。2013年6月30日現在の承諾済未実行貸付26,622.8百万クローナ（2012年度末：25,915.1百万クローナ）のうち、公的輸出金融制度における承諾済未実行貸付は14,385.8百万クローナ（2012年度末：12,675.4百万クローナ）であった。かかる公的輸出金融制度におけるコミットメント契約には、固定金利オプションが含まれる場合があり、その費用はスウェーデン政府によって払い戻される（注9参照）。

2013 年 6 月 30 日現在の融資申出残高は総額 49,537.2 百万クローナ（2012 年度末：59,524.8 百万クローナ）であり、2012 年度末から 16.8%減少した。このうち 44,120.0 百万クローナ（2012 年度末：47,926.2 百万クローナ）は公的輸出金融制度に由来するものであった。融資申出残高のうち、34,102.0 百万クローナは拘束力のある融資申出であり、15,435.2 百万クローナは拘束力のない融資申出である。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

2013 年 6 月 30 日現在、SEK は、デリバティブ契約の担保契約に基づく 5,579.2 百万クローナ（2012 年度末：2,544.4 百万クローナ）の預金を有していた（注 5 参照）。

リーマン・ブラザーズ・ファイナンス・エイ・ジー

2012 年 4 月 11 日、スイス企業リーマン・ブラザーズ・ファイナンス・エイ・ジー（清算中であり、プライスウォーターハウスクーパースが清算人として指名されている。）（「LBF」）は、SEK を相手取り、ストックホルム地方裁判所に訴訟を提起した。LBF は、2008 年 9 月にその親会社であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクが破産した後、一定のデリバティブ取引が終了した際、SEK が LBF に支払うべき解約金の計算を誤った、と主張している。LBF はまた、SEK は自身が支払うべきと計算した金額についても支払が遅れた、と主張している。その訴えの中で LBF は、約 37 百万米ドルに、2012 年 3 月 30 日までの延滞利息の約 45 百万米ドルを加えた合計 82 百万米ドルの支払を求めている。SEK は、2012 年 8 月 31 日にストックホルム地方裁判所に回答書を提出し、LBF に支払うべき適切な金額は、すでに全額支払が済んでいる旨を主張した。当該訴訟のストックホルム地方裁判所における初回の聴聞は、2013 年 4 月に行われた。SEK は、LBF の主張には法的根拠がないと考えており、自身の見解を強く主張する意向である。

SEK は、現在提起されている訴訟を含め、SEK がリーマン・ブラザーズの破産に関して大きな損失を被ることはないものと確信している。ただし、SEK の LBF との紛争の結果についての保証はない。

注 12　自己資本比率およびエクスポージャー

自己資本比率

バーゼルⅡの第一の柱に従って計算した、連結金融機関たる SEK の 2013 年 6 月 30 日現在の自己資本比率は、現在適用ある移行規則の効果の算入前で 23.3%（2012 年度末：23.1%）であった（下記参照）。

自己資本比率、リスクおよびバーゼルⅡに関する詳細は、2012 年度 SEK 年次報告書の「リスク」の項を参照されたい。

資本基盤

（単位：百万クローナ）	2013 年 6 月 30 日現在	2012 年 12 月 31 日現在
Tier-1 普通資本[1]	14,105	14,171
追加 Tier-1 資本	2,350	2,281
Tier-1 資本合計	**16,455**	**16,452**
Tier-2 資本	45	49
資本基盤合計[2]	**16,500**	**16,501**

[1] SEK の定義によると、Tier-1 普通資本は、永久劣後債務という形式をとった追加 Tier-1 資本を除く Tier-1 資本で構成される。

[2] 内部格付（IRB）手法に基づく期待損失／利益を含む資本基盤合計。

資本基盤　－　調整項目

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日 現在	2012年12月31日 現在
株主資本	3,990	3,990
利益剰余金	9,848	9,972
その他の準備金	166	450
連結財政状態報告書に基づく株主資本合計	**14,004**	**14,412**
予想配当	-24	-213
その他の控除	-24	-21
無形資産	-119	-113
内部格付(IRB)手法による計算に基づく損失の100%	-	-
法定調整額および株主資本調整額の合計	**-167**	**-347**
売却可能証券の調整	11	19
自己の信用スプレッドの調整	433	556
キャッシュフロー・ヘッジの調整	-176	-469
調整項目合計	**268**	**106**
Tier-1普通資本合計	**14,105**	**14,171**
Tier-1適格劣後債	2,350	2,281
Tier-1資本合計	**16,455**	**16,452**
Tier-2適格劣後債	該当なし	該当なし
Tier-2資本からの控除	該当なし	該当なし
内部格付(IRB)手法による計算に基づく利益の100%	45	49
Tier-2資本合計	**45**	**49**

期待損失による資本基盤の影響

期待損失は、法律および規制に従い、SEKの内部格付（IRB）手法から提供される情報に基づいて計算される。かかる期待損失は実際の、個別に期待される損失を表すものではなく、理論的に計算された金額を反映している。期待損失は、資本基盤からの総控除額である。この控除額は、期待損失が計算される金融資産の減損により減額される。減損計上額と期待損失の差額は、場合により資本基盤に追加または資本基盤から控除され、資本基盤を修正する。2013年6月30日現在、資本基盤への追加額は45百万クローナであった。かかる金額によりTier-2資本は増加した。2012年12月31日現在、資本基盤への追加額は49百万クローナであった。

第一の柱に基づく所要自己資本

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日現在			2012年12月31日現在		
	EAD[3]	リスク加重金額	所要自己資本	EAD	リスク加重金額	所要自己資本
信用リスク(標準的手法)						
中央政府	13,371	834	67	9,607	820	66
政府輸出信用機関	143,783	280	22	138,987	315	25
地域政府	15,260	–	–	23,510	–	–
多国籍開発銀行	647	–	–	422	–	–
家計エクスポージャー	1	1	0	1	1	0
企業	528	528	42	373	373	30
信用リスク(標準的手法)合計	**173,590**	**1,643**	**131**	**172,900**	**1,509**	**121**
信用リスク(内部格付(IRB)手法)						
金融機関[1]	67,459	16,951	1,356	76,789	19,612	1,569
企業	64,896	38,578	3,086	61,977	36,202	2,896
証券化ポジション	8,598	8,089	647	10,021	8,254	660
取引先なし	156	156	12	149	149	12
信用リスク(内部格付(IRB)手法)合計	**141,109**	**63,774**	**5,101**	**148,936**	**64,217**	**5,137**
為替リスク	該当なし	1,780	142	該当なし	2,221	178
オペレーショナル・リスク	該当なし	3,549	284	該当なし	3,549	284
バーゼルⅡに基づく所要自己資本合計	**314,699**	**70,746**	**5,658**	**321,836**	**71,496**	**5,720**
バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本[2]	該当なし	–	–	該当なし	–	–
バーゼルⅡに基づく所要自己資本合計(追加所要自己資本を含む。)	**314,699**	**70,746**	**5,658**	**321,836**	**71,496**	**5,720**
バーゼルⅠに基づく所要自己資本合計	**該当なし**	**84,811**	**6,785**	**該当なし**	**84,754**	**6,780**

[1] うちデリバティブの取引先リスクは、デフォルト時エクスポージャー（「EAD」）7,421 百万クローナ（2012 年度末：9,269 百万クローナ）、リスク加重負債 2,572 百万クローナ（2012 年度末：3,442 百万クローナ）、所要自己資本 206 百万クローナ（2012 年度末：275 百万クローナ）。

[2] 「バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本」の項目は、自己資本規制（2006 年第 1371 号）の実施に関する法律（2006 年第 1372 号）第 5 条に従って算出している。

[3] EAD は、デフォルト時におけるエクスポージャーの残高を示している。

信用リスク

リスク分類および信用リスクの数量化において、SEK は内部格付（IRB）手法を使用している。スウェーデン金融監督庁は、SEK の IRB 手法を承認している。特に SEK は基礎的手法を適用している。基礎的手法の下では、当社が各取引先の年間デフォルト確率（PD）を測定し、一方スウェーデン金融監督庁が残りのパラメーターを設定する。ただし、スウェーデン金融監督庁は、当社に対し、2015 年 12 月 31 日までいくつかのエクスポージャーについてかかる手法を用いる義務を免除している。SEK は、IRB 手法から除外されているエクスポージャーについて、信用リスクに対する所要自己資本を計算する際には、標準的手法を適用している。

為替リスク

為替リスクは、報告値を元にいわゆる二段法に従って計算される。

オペレーショナル・リスク

適用ある規制では、企業はオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の計算について、異なる手法を使用することができる。SEK は、標準的手法を適用している。標準的手法の下では、オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本は、自己資本比率規制に従って、事業分野に区分されている当社の事業に基づいている。それぞれの分野の所要自己資本は、12%、15%または 18%（事業分野による）の係数に収益指標を掛けて計算される。この収益指標は、過去 3 年間の事業年度の営業収益の平均値である。営業収益は、受取利息および受取リース料、支払利息および支払リース料、受取配当金、受取手数料、支払手数料、金融取引の純利益、ならびにその他の営業収益を合計して算出する。

移行規則

2007 年以降、所要自己資本は主にバーゼルⅡ規制に基づいて計算されている。スウェーデン議会は、かかる規制により所要自己資本が、従来のリスクに影響されにくいバーゼルⅠ規制に基づいて算出した所要自己資本よりも低くなる場合、バーゼルⅡ規制の全面適用を直ちに認めないことを選択した。したがって 2007 年から 2009 年の移行期間中は、バーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本が並行して算出された。バーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本（2007 年はその 95%、2008 年はその 90%、2009 年はその 80%に減額される。）がバーゼルⅡ規制に基づく所要自己資本を上回った場合は、前述のバーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本が最低所要自己資本となった。2009 年、スウェーデン議会は、移行規則を 2011 年度末まで延期することを決定した。2012 年、議会はさらに 2013 年度末まで移行規則を延期することを決定した。したがって、2013 年には、所要自己資本は、引き続きバーゼルⅡ規制に基づく最高所要自己資本およびバーゼルⅠ規制に基づく所要自己資本の 80%に相当することになる。

自己資本比率分析（第一の柱）

	2013 年 6 月 30 日現在		2012 年 12 月 31 日現在	
	バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を除く	バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を含む	バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を除く	バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を含む
自己資本比率	23.3%	23.3%	23.1%	23.1%
うち Tier-1 普通資本に関する比率	*19.9%*	*19.9%*	*19.8%*	*19.8%*
Tier-1 資本に関する比率	*23.2%*	*23.2%*	*23.0%*	*23.0%*
Tier-2 資本に関する比率	*0.1%*	*0.1%*	*0.1%*	*0.1%*
自己資本比率割合(資本基盤合計/所要自己資本合計)	2.92	2.92	2.89	2.89

純エクスポージャー

金額は、額面金額である。

純エクスポージャー合計

(単位：十億クローナ)	合 計				貸付および利付証券				未実行貸付およびデリバティブ等			
	2013 年 6 月 30 日現在		2012 年 12 月 31 日現在		2013 年 6 月 30 日現在		2012 年 12 月 31 日現在		2013 年 6 月 30 日現在		2012 年 12 月 31 日現在	
取引先種別：	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
中央政府	13.6	4.0	9.8	2.8	12.8	4.7	9.0	3.3	0.8	1.2	0.8	1.1
政府輸出信用機関	168.7	49.4	162.0	46.7	111.4	40.8	107.0	38.7	57.3	84.2	55.0	78.1
地域政府	15.2	4.4	23.6	6.8	15.2	5.6	23.4	8.5	−	0.0	0.2	0.3
多国籍開発銀行	0.7	0.2	0.4	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	0.3	0.4	−	−
金融機関	67.8	19.9	77.2	22.3	59.0	21.6	66.3	24.0	8.8	12.9	10.9	15.5
企業	66.8	19.6	63.6	18.3	65.9	24.1	60.1	21.8	0.9	1.3	3.5	5.0
証券化ポジション	8.6	2.5	10.0	2.9	8.6	3.1	10.0	3.6	−	0.0	−	−
合 計	**341.4**	**100.0**	**346.6**	**100.0**	**273.3**	**100.0**	**276.2**	**100.0**	**68.1**	**100.0**	**70.4**	**100.0**

2013 年 6 月 30 日現在の地域別およびエクスポージャー・クラス別純エクスポージャー

(単位：十億クローナ)	アフリカ	アジア	北米	オセアニア	南米	スウェーデン	その他の北欧諸国	その他の欧州諸国	合計
中央政府	−	−	0.8	−	−	4.8	1.2	6.8	13.6
政府輸出信用機関	−	0.9	5.0	−	−	146.8	1.9	14.1	168.7
地域政府	−	−	−	−	−	12.3	1.0	1.9	15.2
多国籍開発銀行	−	−	−	−	−	−	−	0.7	0.7
金融機関	−	0.7	9.7	8.8	−	16.1	10.1	22.4	67.8
企 業	0.2	4.2	4.9	0.1	2.4	41.9	7.0	6.1	66.8
証券化ポジション	−	−	2.0	2.1	−	−	−	4.5	8.6
合計	**0.2**	**5.8**	**22.4**	**11.0**	**2.4**	**221.9**	**21.2**	**56.5**	**341.4**

2012 年 12 月 31 日現在の地域別およびエクスポージャー・クラス別純エクスポージャー

(単位：十億クローナ)	アフリカ	アジア	北米	オセアニア	南米	スウェーデン	その他の北欧諸国	その他の欧州諸国	合計
中央政府	−	−	−	−	−	4.2	2.0	3.6	9.8
政府輸出信用機関	−	0.6	5.3	−	−	140.3	1.9	13.9	162.0
地域政府	−	−	−	−	−	17.5	1.7	4.4	23.6
多国籍開発銀行	−	−	−	−	−	−	−	0.4	0.4
金融機関	−	1.0	11.9	8.8	−	13.6	13.6	28.3	77.2
企 業	0.3	3.7	3.1	0.1	2.3	40.6	6.2	7.3	63.6
証券化ポジション	−	−	2.6	2.5	−	−	−	4.9	10.0
合計	**0.3**	**5.3**	**22.9**	**11.4**	**2.3**	**216.2**	**25.4**	**62.8**	**346.6**

欧州諸国に対する純エクスポージャー（北欧諸国を除く）

(単位：十億クローナ)	2013 年 6 月 30 日現在	2012 年 12 月 31 日現在
フランス	13.6	7.0
英国	12.1	15.6
ドイツ	9.1	13.8
オランダ	6.4	9.5
ポーランド	3.0	3.0
アイルランド	2.9	2.9
スペイン	2.7	3.1
ルクセンブルグ	2.2	2.7
オーストリア	1.1	1.5
イタリア	0.6	0.7
スイス	0.6	0.4
ポルトガル	0.5	0.5
ベルギー	0.3	0.3
ギリシャ	−	−
その他	1.4	1.8
合計	**56.5**	**62.8**

2013 年 6 月 30 日現在、アイルランド、イタリア、ポルトガルおよびスペインの取引先に対する純エクスポージャーは、67 億クローナ（2012 年度末：72 億クローナ）であった。SEK には、ギリシャの取引先に対する純エクスポージャーは一切ない。

ギリシャの取引先に対する総エクスポージャーは、2013 年 6 月 30 日現在 1 億クローナ（2012 年度末：1 億クローナ）であった。当該総エクスポージャーは、その他の取引先により十分保証されている。

保有されているアセット・バック証券

下記の表は、SEK が保有しているアセット・バック証券および現在の格付に関する SEK の純エクスポージャー合計（リスク・カバレッジに関する影響額計上後）について、現在の総計した情報を含んでいる。2013 年 6 月 30 日現在の表中の格付は、スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチから得た格付のうち二番目に低いものを記載している。利用可能な格付が二つのみの場合は、より低い格付を記載している。かかる資産は全て、最優先のトランシェを表しており、それらは全て、取得時にスタンダード・アンド・プアーズおよびムーディーズ各々から「AAA」および「Aaa」の格付を得ていた。

純エクスポージャー

(単位：百万クローナ)								2013 年 6 月 30 日現在										
エクスポージャー[1]	RMBS[2]	オート・ローン	CMBS[2]	消費者ローン	CDO[2]	CLO[2]	合計	うち、「AAA」	うち、「AA」	うち、「AA-」	うち、「A+」	うち、「A-」	うち、「BBB+」	うち、「BBB」	うち、「BBB-」	うち、「BB」	うち、「B+」	うち、「CCC」の CDO
オーストラリア	2,131	-	-	-	-	-	2,131	2,131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	-	-	66	-	-	-	66	-	66[3]	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイルランド	815	-	-	-	-	1,431	2,246	1,431	-	-	-	-	-	-	385[3]	255[3]	175[3]	-
オランダ	334	-	-	-	-	-	334	334	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	310	-	-	-	-	-	310	-	-	-	-	154[3]	-	-	156[3]	-	-	-
スペイン	784	15	-	14	-	109	922	-	-	29[3]	26[3]	83[3]	186[3]	365[3]	35[3]	198[3]	-	-
英国	550	-	-	-	-	10	560	401	149[3]	-	10[3]	-	-	-	-	-	-	-
米国	-	-	-	-	125	1,424	1,549	1,424	-	-	-	-	-	-	-	-	-	125[4]
合計	**4,924**	**15**	**66**	**14**	**125**	**2,974**	**8,118**	**5,721**	**215**	**29**	**36**	**237**	**186**	**365**	**576**	**453**	**175**	**125**

[1] エクスポージャーは発行地別に評価されるが、この発行地は原資産の所在地と同じである。ただし、アイルランドの原資産は大半がフランス、英国およびドイツに所在している。

[2] RMBS＝貸付債権担保住宅金融公庫債券（Residential Mortgage-Backed Securities）
CMBS＝商業用不動産ローン担保証券（Commercial Mortgage-Backed Securities）
CDO＝債務担保証券（Collateralized Debt Obligations）
CLO＝ローン担保証券（Collateralized Loan Obligations）

[3] これらの 2,272 百万クローナの資産のうち、225 百万クローナは、依然として複数の格付機関のうち最低一社から、可能な限り最高の格付を得ている。

[4] これらの資産は、最終的に米国市場のリスクにさらされる二つの CDO（最優先のトランシェ）で構成される。かかるトランシェにおいて、支払の遅延は発生していない。しかしながら、当該資産の格付は 2008 年度から 2012 年度の間に著しく引き下げられ、スタンダード・アンド・プアーズは「AAA」から「NR」（「D」への格下げの後）に、ムーディーズは「Aaa」から「Ca」に、フィッチは「AAA」から「C」に格下げした。かかる著しい格下げを理由として、SEK は当該資産の予想キャッシュフローを分析し、関連する減損を計上した。2013 年 6 月 30 日現在、かかる減損は総額 482 百万クローナであり、すなわち、保有されているアセット・バック証券に関する減損前の純エクスポージャー合計は、8,600 百万クローナであった。

純エクスポージャー

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在																		
エクスポージャー[1]	RMBS[2]	オート・ローン	CMBS[2]	消費者ローン	CDO[2]	CLO[2]	合計	うち、「AAA」	うち、「AA+」	うち、「AA」	うち、「AA-」	うち、「A+」	うち、「A」	うち、「A-」	うち、「BBB+」	うち、「BBB-」	うち、「BB」	うち、「B+」	うち、「CCC」のCDO
オーストラリア	2,555	-	-	-	-	-	2,555	2,555	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ドイツ	-	26	66	-	-	-	92	26	66[3]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイルランド	815	-	-	-	-	1,408	2,223	1,408	-	-	-	-	-	-	-	379[3]	258[3]	178[3]	-
オランダ	652	-	-	-	-	-	652	652	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ポルトガル	315	-	-	-	-	-	315	-	-	-	-	-	-	156[3]	-	159[3]	-	-	-
スペイン	819	28	-	23	-	131	1,001	-	-	-	28[3]	57[3]	225[3]	97[3]	393[3]	-	201[3]	-	-
英国	598	-	-	-	-	17	615	437	-	161[3]	17[3]	-	-	-	-	-	-	-	-
米国	-	-	-	-	133	1,978	2,111	1,978	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	133[4]
合計	**5,754**	**54**	**66**	**23**	**133**	**3,534**	**9,564**	**7,056**	**66**	**161**	**45**	**57**	**225**	**253**	**393**	**538**	**459**	**178**	**133**

[1] エクスポージャーは発行地別に評価されるが、この発行地は原資産の所在地と同じである。ただし、アイルランドの原資産は大半がフランス、英国およびドイツに所在している。

[2] RMBS＝貸付債権担保住宅金融公庫債券（Residential Mortgage-Backed Securities）
CMBS＝商業用不動産ローン担保証券（Commercial Mortgage-Backed Securities）
CDO＝債務担保証券（Collateralized Debt Obligations）
CLO＝ローン担保証券（Collateralized Loan Obligations）

[3] これらの2,375百万クローナの資産のうち、244百万クローナは、依然として複数の格付機関のうち最低一社から、可能な限り最高の格付を得ている。

[4] これらの資産は、最終的に米国市場のリスクにさらされる二つのCDO（最優先のトランシェ）で構成される。かかるトランシェにおいて、支払の遅延は発生していない。しかしながら、当該資産の格付は2008年度から2012年度の間に著しく引き下げられ、スタンダード・アンド・プアーズは「AAA」から「NR」（「D」への格下げの後）に、ムーディーズは「Aaa」から「Ca」に、フィッチは「AAA」から「C」に格下げした。かかる著しい格下げを理由として、SEKは当該資産の予想キャッシュフローを分析し、関連する減損を計上した。2012年12月31日現在、かかる減損は総額462百万クローナであった。

注13　関連当事者との取引

関連当事者との取引は、2012年度SEK年次報告書の注29に記載されている。関連当事者との取引に関して、2012年度年次報告書の記載から重大な変更は生じていない。SEKは2013年度上半期中、スウェーデン国債局発行の短期国庫証券に投資をした。2013年6月30日現在、SEKの当該証券の保有額は4,700.3百万クローナ（2012年度末：3,452.6百万クローナ）であった。

注14　後発事象

本報告期間末以後、本報告書の情報に重大な影響を与える事象は発生していない。

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2013年 4月-6月	2013年 1月-3月	2012年 4月-6月	2013年 1月-6月	2012年 1月-6月	2012年 1月-12月
受取利息	1,406.0	956.0	1,613.4	2,362.0	3,348.1	6,065.9
支払利息	-1,023.1	-531.2	-1,111.6	-1,554.3	-2,344.0	-4,198.5
純利息収益	**382.9**	**424.8**	**501.8**	**807.7**	**1,004.1**	**1,867.4**
子会社配当金	3.9	-	9.7	3.9	9.7	9.7
受取手数料	0.2	1.9	1.3	2.1	3.2	5.6
支払手数料	-2.9	-2.9	-2.5	-5.8	-5.0	-10.7
金融取引の純業績	-351.8	-86.2	-555.0	-438.0	-227.0	-507.7
その他の営業収益	0.0	0.0	1.1	0.0	18.8	19.9
営業収益	**32.3**	**337.6**	**-43.6**	**369.9**	**803.8**	**1,384.2**
人件費	-75.0	-70.8	-77.7	-145.8	-151.0	-294.5
その他の管理費	-40.5	-51.6	-66.8	-92.1	-121.3	-230.6
非金融資産の減価償却費	-8.9	-8.5	-4.4	-17.4	-8.2	-19.5
信用損失準備金	-21.5	-2.7	-50.2	-24.2	-36.5	-28.7
子会社株式の減損	3.5	-	-	3.5	-	-
営業利益	**-110.1**	**204.0**	**-242.7**	**93.9**	**486.8**	**810.9**
非課税準備金の変更分	-	-	-	-	-	-53.0
税金	24.2	-46.7	57.8	-22.5	-134.0	-209.9
当期純利益(税引後)	**-85.9**	**157.3**	**-184.9**	**71.4**	**352.8**	**548.0**

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2013年6月30日現在	2012年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	4,141.0	2,313.1
財務省証券/国債	6,649.8	5,111.5
その他の利付証券(貸付を除く。)	55,970.4	77,693.3
利付証券の発行という形式をとった貸付	59,000.8	57,900.6
金融機関への貸付	23,914.1	22,083.6
一般への貸付	128,400.5	115,478.2
デリバティブ	17,933.9	25,711.2
子会社株式	65.8	82.3
有形固定資産・無形資産	156.2	150.3
その他の資産	7,596.6	4,022.2
前払費用および未収収益	2,362.5	2,655.0
資産合計	**306,191.6**	**313,201.3**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	8,525.3	14,500.3
一般からの借入	128.1	121.9
発行済非劣後証券	260,869.4	258,090.1
デリバティブ	16,448.6	16,421.0
その他の負債	631.0	3,480.5
未払費用および前受収益	2,100.7	2,407.5
繰延税金負債	49.6	132.3
引当金	12.9	12.9
発行済劣後証券	2,829.5	3,012.7
負債合計	**291,595.1**	**298,179.2**
非課税準備金	**2,737.9**	**2,737.9**
株式資本	3,990.0	3,990.0
法定準備金	198.0	198.0
公正価値準備金	165.5	449.9
利益剰余金	7,433.7	7,098.3
当年度純利益	71.4	548.0
株主資本合計	**11,858.6**	**12,284.2**
負債および株主資本合計	**306,191.6**	**313,201.3**
約定担保等		
約定担保	な し	な し
貸付の対象となっている利付証券	368.5	39.8
偶発資産および偶発債務	-	-
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	26,622.8	25,915.1
拘束力のある融資申出	34,102.0	33,841.2

有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを要約した書面

1. 設　立

(1) 設立および主たる事務所

スウェーデン輸出信用銀行（AB Svensk Exportkredit）（英語名 Swedish Export Credit Corporation）（以下「SEK」または「当社」という。）は、スウェーデン王国（以下「スウェーデン政府」または「スウェーデン」という。）とスウェーデンの主要な銀行により締結された契約に従って、1944 年制定のスウェーデン会社法に基づき 1962 年に設立された。かかる契約は、スウェーデン政府、スウェーデンの政府機関および銀行と協力し、スウェーデンの物品とサービスの輸出を金融面から支援するために、政府法案 1962 年第 125 号に基づくスウェーデン議会の決議に従って締結された。

SEK の主たる事務所の所在地は、Klarabergsviadukten 61-63, Stockholm, Sweden（郵便物の宛先は、P.O. Box 194, SE-101 23 Stockholm, Sweden）である。

(2) 目　的

定款第 3 条に基づき、親会社の目的は、スウェーデンのインフラストラクチャー等、スウェーデンの輸出産業に直接的または間接的に関連するスウェーデンのための活動の発展を促進するためならびにスウェーデンの産業の国際化および競争力の強化のために、銀行業および金融事業法（Banking and Financing Business Act）（2004 年第 297 号）に従い、商業分野においてスウェーデン国内の財務活動および国際的財務活動を行うことである。親会社の財務活動には、（ⅰ）資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。）、（ⅱ）貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付け）、（ⅲ）保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと、ならびに（ⅳ）有価証券の取引および保有を行うことが含まれるが、これらに限られない。

「財務活動」とは、主に以下のことをいう。

1. 資金の借入れを行うこと（例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。）。
2. 貸付を行うことおよびその仲介（例えば、不動産または債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付け）。
3. その他の金融事業に関与すること（例えば、債権の取得および動産のリース）。
4. 保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと。
5. 有価証券の発行に関与すること。
6. これらの業務に関連して助言を提供すること。
7. 有価証券の取引および保有を行うこと。
8. 当社の事業および当社の債権保全のために必要と認められる限度で不動産および動産を取得すること。
9. 証券市場法（Securities Market Act）（2007 年第 528 号）に従って投資事業を行うこと。
10. 上記の業務に基づくその他の事業を行うこと。

2. 資本構成

(1) 連結資本構成

2012 年 12 月 31 日および 2011 年 12 月 31 日現在の SEK の連結資本ならびに株主資本は次の表に示す通りである。

（単位：百万クローナ）

	2012年12月31日	2011年12月31日
非劣後債	272,637.0	273,245.4
劣後債	3,013.0	3,174.4

株主資本(それぞれ2012年12月31日および2011年12月31日現在)　（単位：百万クローナ）

	2012年12月31日	2011年12月31日
株式資本(1株当たり引用価値1,000クローナの株式3,990,000株)	3,990.0	3,990.0
準備金(ヘッジおよび公正価値準備金)	449.9	294.6
利益剰余金	9,972.3	9,683.5
株主資本合計	14,412.2	13,968.1
資本合計	290,062.2	290,387.9

(2) 大株主

2010 年 4 月 29 日まで親会社の株式は、親会社の定款に基づき、それぞれの額面金額が 1,000 クローナで同等の議決権を有するクラス A 株式 2,579,394 株とクラス B 株式 1,410,606 株に分割されていた。2010 年 4 月 29 日に開催された年次総会において、当該定款が変更され、2010 年 4 月 29 日よりクラス A 株式とクラス B 株式の分割は廃止となった。現在の株式の合計は 3,990,000 株である。2003 年 6 月 30 日以降はスウェーデン政府が SEK の唯一の（100%）株主となっている。スウェーデン政府は全株を保有している。定款に基づき、親会社が自己の保有する株式と同じクラスの既存株主以外の者に株式を譲渡する場合には、親会社の株主は、新株引受権を有する。

親会社の株式の保有割合は次の表に示す通りである。

株主	保有割合	保有株式数
スウェーデン政府	100.00%	3,990,000
合　　計	100.00%	3,990,000

3. 業務の概況

当社の歴史と発展

SEK はスウェーデン会社法に基づく「公開会社」であり、財務省を通してスウェーデン政府（以下「スウェーデン」または「スウェーデン政府」という。）が完全所有している。

親会社は、輸出業者および海外の顧客の双方の長期融資の需要に応えることによりスウェーデンの輸出産業の競争力を強化するため、1962 年に設立された。SEK の目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法に従って財務活動に従事し、これに関連してスウェーデンの商業および産業の発展を促進すること、ならびに、商業分野においてスウェーデンおよび海外の財務活動に従事することである。親会社の存続期間は無期限である。

事業の概要

SEKは、スウェーデンの産業および通商の発展および国際競争力を促進する目的で、スウェーデンの輸出産業に金融ソリューションを提供している。その事業活動は、スウェーデンの輸出業者およびその顧客に対する貸付に重点を置いており、企業への貸付、輸出貸付、ストラクチャード・ファイナンス、プロジェクト・ファイナンス、貿易融資およびリースを行っている。さらにSEKはファイナンシャル・アドバイザリー・サービスも提供している。SEKは、企業および金融機関ならびに国内および海外の投資家に金融ソリューションを提供している。SEKは「公的輸出金融制度以外」における市中固定金利または市中変動金利での商業的条件で貸付を展開しており、また「公的輸出金融制度」（以下「公的輸出金融制度」という。）における市中固定金利より低い固定金利での政府助成による条件で貸付を提供している。公的輸出金融制度は、SEKがスウェーデン政府に代わり報酬を受けて運営を行う。

SEKは1962年の創業以来、長年にわたり事業を展開してきた。SEKは輸出金融分野にその起源を置いているが、SEKの商品範囲は、スウェーデンの商業および産業ならびに特にスウェーデン輸出産業の発展をさらに広く促進するために拡大されてきた。しかし、SEKは依然として金融市場における特定分野の事業者である。SEKは主に貸付を業務としており、そのためスウェーデンにおいて事業を行っている銀行の補完的な役割を果たしている。SEKは、その独自の立場により、銀行およびその他の金融機関に協力していると言える。SEKは長年、積極的に新しい金融ソリューションを構築してきた。SEKは長期輸出関連金融を独自の専門分野とし、同時に財務上の対応力および柔軟な組織を有しており、これがSEKの事業の運営における重要な要素となっている。SEKは国際資本市場における借入業務を通じて金融商品における専門性を高めた。

SEKは、需要の変化や新市場における機会に対応して、これまでサービスや顧客基盤ともにその範囲の拡大を追求してきた。しかしながら、2008年度に始まった金融危機以来、SEKはその努力を中核的な顧客、すなわちスウェーデン輸出産業に携わる企業に集中した。2010年以降、SEKは将来的な努力目標の達成を目的として、SEKの役割と立場を明確にするために広範囲にわたる事業を行っている。

SEKは、国内、北欧およびその他海外の投資家およびパートナーとSEKとの関係が顧客の要望に合致する金融ソリューションの開発能力を強化すると確信している。SEKはこの関係のネットワークにより、協調融資協定、ならびにベンチマーキングおよびリスク・マネジメントや事業システム等の分野での提携に参加することが可能となっている。

2012年度におけるスウェーデンの輸出業者およびその顧客に対するSEKの新規貸付は、2011年度および2010年度に比べ増加した。需要が高かったのは主に最終顧客融資であったが、これは、長期貸付を提供する意欲が減退した銀行があったことや、スウェーデンの輸出品の買い手の多くが現在、長期融資を求めているという事実などに起因している。銀行との協力の下に、より大規模で技術的に難しい複雑な取引が行われる傾向にある。SEKの当年度の輸出業者向け直接融資は、規模の大きい会社ほど資本市場へのアクセスが良好だったことから影響を受けた。しかし、現地通貨建て貸付への需要は高く、SEKの貸付の大部分は現地通貨建てである。近年、スウェーデンの輸出業者は資本市場から直接資金を調達しやすくなったため、このことと輸出産業の好業績により、直接融資の需要が減少した。一方、新興経済、特にアジア市場は、購買力の上昇とより近代的で発達したインフラストラクチャーを伴って、力強い成長を続けている。スウェーデンの輸出産業は、主としてインフラストラクチャー、電気通信、エネルギー供給、輸送および環境技術に集中している。これらの領域は全て、新興経済において強い需要に恵まれている。

スウェーデン輸出産業の振興に関するSEKの能力を一層強化するための追加策として、2009年2月5日、政府は、2009年度中、スウェーデン国債局を通してSEKに1,000億クローナの融資枠の利用を提供すると決定し、この措置は議会で承認された。さらに、議会は、4,500億クローナを上限とする2009年度の新規借入のための政府保証をSEKに商業条件で売却する権限を政府に付与した。2010年、議会はさらに2,500億クローナ（すな

わち、2009年度に利用可能とされた保証を2,000億クローナ下回る限度額）を上限とする2010年度の新規借入のための政府保証をSEKに商業条件で売却する権限を政府に付与した。2011年1月および2012年1月、当該融資枠および政府保証の購入権は共に2011年および2012年もそれぞれ同一条件で延長されることとなった。2012年12月、政府は、2013年度の政府保証の購入権および融資枠を最大1,000億クローナまでさらに延長することを決定した。承諾済総額のうち、800億クローナが政府支援による貸付（CIRR）、200億クローナが商業輸出融資を対象としている。SEKにはこれまで、当該融資枠に基づく資金の引出しまたはスウェーデン政府保証を購入する必要は生じていない。

2010年10月28日、SEKは所有するスウェードバンクABの全持分を売却した。所有株式の募集が、複数のスウェーデンの機関投資家と国際機関投資家に対して行われた。SEKは、以前に、所有株式を長期間保有するつもりはなく、合理的な方法によりその持分を売却する意向である旨を発表していた。997.6百万クローナで取得した株式は、3,562.7百万クローナで売却され、2,565.0百万クローナ（税引前）の利益となった。2010年10月29日に開催された取締役会において、SEKの取締役会は、売却による実現利益（税引後）に等しい1,890.0百万クローナの特別配当を提案するために臨時株主総会の召集を決議した。当該臨時株主総会は2010年12月1日に開催され、1,890.0百万クローナの特別配当の決定がなされた。当該配当は2010年12月15日に、SEKの所有者であるスウェーデン政府に支払われた。2012年3月14日、Sparbanksstiftelsernas Förvaltnings AB（以下「SFAB」という。）により提起された当該売却から生じた仲裁手続は、SEKを支持する形で終結し、控訴不能となった。SFABはまた、仲裁手続中にSEKが負担した費用を払い戻すよう命じられている。

2011年4月13日、SEKは、完全所有子会社であるAB SEKTIONENの全株式を、LMK Industri AB Groupの企業に売却した。この売却によりSEKは105.1百万クローナの利益を生じ、その他の営業収益に計上した。AB SEKTIONENの主な資産はその建物であり、SEKの本社が現在入居している新たな賃貸物件に移転した2010年12月17日まで、SEKの本社として使用されていた。株式の売却前にAB SEKTIONENが行っていた唯一の事業は、SEKへの建物の賃貸であった。

取締役会は、当社の配当方針に従って総額212.6百万クローナ（2011年度：420.0百万クローナ）の配当を支払うよう年次総会に提案することを決議した。

SEKは、本書の提出日以前の3事業年度において、実質的な資本的支出は行っておらず、その他の実質的な処分や買収（他の会社の株式を含む。）も行っていない。

4. 経理の状況

以下のSEKの財務書類はスウェーデンで一般に認められた会計原則に従って作成され、当社のスウェーデン公認会計士により監査されたものであり、グループの財務書類は、国際会計基準審議会（IASB）によって発表され、さらにEUによって採択された国際財務報告基準に従って作成されている。これらの原則および財務情報の表示方法は日本の会計原則および表示方法とは異なる可能性がある。

連結包括利益計算書

（単位：百万クローナ）	**2012年**	**2011年**
受取利息	10,352.3	10,223.0
支払利息	-8,472.4	-8,352.2
純利息収益	**1,879.9**	**1,870.8**
受取手数料	11.1	12.3
支払手数料	-10.9	-14.9
金融取引の純業績	-507.7	523.4
その他の営業収益	19.9	108.8
営業収益	**1,392.3**	**2,500.4**
人件費	-292.2	-282.8
その他の管理費	-232.8	-203.1
非金融資産の減価償却費	-19.5	-14.5
純信用損失	-23.4	-110.9
営業利益	**824.4**	**1,889.1**
税金	-115.6	-489.6
当年度純利益(税引後) [1]	**708.8**	**1,399.5**
その他の包括利益		
売却可能証券 [2]	*7.5*	*12.1*
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券 [2]	*168.2*	*394.7*
その他の包括利益への課税	-20.4	-107.0
その他の包括利益合計	**155.3**	**299.8**
包括利益合計 [1]	**864.1**	**1,699.3**

（単位：クローナ）		
1株当たり利益(希薄化考慮後)[3]	177.6	350.8

1　全利益は、親会社の株主に帰属する。
2　連結株主資本変動計算書を参照されたい。
3　2012年度の平均株式数は3,990,000株（2011年度末：3,990,000株）である。

連結財政状態報告書

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	2,338.2	3,749.6
財務省証券/国債	5,111.5	2,033.4
その他の利付証券(貸付を除く。)	77,693.3	74,738.5
利付証券の発行という形式をとった貸付	57,889.8	66,204.5
金融機関への貸付	22,083.6	25,791.6
一般への貸付	115,478.2	107,938.1
デリバティブ	25,711.2	31,467.0
有形固定資産・無形資産	150.3	128.4
その他の資産	4,024.5	3,909.8
前払費用および未収収益	2,655.0	3,741.0
資産合計	**313,135.6**	**319,701.9**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	14,490.3	15,833.9
一般からの借入	56.9	59.1
発行済非劣後証券	258,090.1	257,352.4
デリバティブ	16,421.0	22,604.8
その他の負債	3,462.3	2,497.0
未払費用および前受収益	2,407.6	3,351.0
繰延税金負債	728.1	811.6
引当金	54.4	49.6
発行済劣後証券	3,012.7	3,174.4
負債合計	**298,723.4**	**305,733.8**
株式資本	3,990.0	3,990.0
準備金	449.9	294.6
利益剰余金	9,972.3	9,683.5
株主資本合計	**14,412.2**	**13,968.1**
負債および株主資本合計	**313,135.6**	**319,701.9**
約定担保等		
約定担保	なし	なし
貸付の対象となっている利付証券	39.8	123.0
偶発資産および偶発債務	**1.1**	**1.1**
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	25,915.1	25,071.8
拘束力のある融資申出[1]	33,841.2	該当なし

1　2012年度中、SEKは融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
受取利息	10,340.6	10,210.6
支払利息	-8,473.2	-8,352.5
純利息収益	**1,867.4**	**1,858.1**
子会社配当金	9.7	42.9
受取手数料	5.6	3.7
支払手数料	-10.7	-13.6
金融取引の純業績	-507.7	523.4
その他の営業収益	19.9	58.5
営業収益	**1,384.2**	**2,473.0**
人件費	-294.5	-287.2
その他の管理費	-230.6	-201.1
非金融資産の減価償却費	-19.5	-13.9
純信用損失	-28.7	-114.9
子会社株式の減損	-	-39.7
営業利益	**810.9**	**1,816.2**
非課税準備金の変更分	-53.0	-287.0
税金	-209.9	-416.8
当年度純利益(税引後)	**548.0**	**1,112.4**

親会社の包括利益計算書

(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
当年度純利益(税引後)	**548.0**	**1,112.4**
その他の包括利益		
売却可能証券[1]	7.5	12.1
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券[1]	168.2	394.7
その他の包括利益への課税	-20.4	-107.0
その他の包括利益合計	**155.3**	**299.8**
包括利益合計	**703.3**	**1,412.2**

1　親会社の株主資本変動計算書を参照されたい。

親会社の貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2012年12月31日現在	2011年12月31日現在
資産の部		
現金および現金等価物	2,313.1	3,666.2
財務省証券/国債	5,111.5	2,033.4
その他の利付証券(貸付を除く。)	77,693.3	74,738.5
利付証券の発行という形式をとった貸付	57,900.6	66,226.2
金融機関への貸付	22,083.6	25,815.2
一般への貸付	115,478.2	107,938.1
デリバティブ	25,711.2	31,467.0
子会社株式	82.3	82.3
有形固定資産・無形資産	150.3	128.4
その他の資産	4,022.2	3,890.5
前払費用および未収収益	2,655.0	3,740.2
資産合計	**313,201.3**	**319,726.0**
負債および株主資本の部		
金融機関からの借入	14,500.3	15,843.9
一般からの借入	121.9	59.1
発行済非劣後証券	258,090.1	257,352.4
デリバティブ	16,421.0	22,604.8
その他の負債	3,480.5	2,527.5
未払費用および前受収益	2,407.5	3,350.8
繰延税金負債	132.3	114.0
引当金	12.9	13.3
発行済劣後証券	3,012.7	3,174.4
負債合計	**298,179.2**	**305,040.2**
非課税準備金	**2,737.9**	**2,684.9**
株式資本	3,990.0	3,990.0
法定準備金	198.0	198.0
公正価値準備金	449.9	294.6
利益剰余金	7,098.3	6,405.9
当年度純利益	548.0	1,112.4
株主資本合計	**12,284.2**	**12,000.9**
負債および株主資本合計	**313,201.3**	**319,726.0**
約定担保等		
約定担保	な　し	な　し
貸付の対象となっている利付証券	39.8	123.0
偶発資産および偶発債務	**－**	－
コミットメント契約		
承諾済未実行貸付	25,915.1	25,071.8
拘束力のある融資申出[1]	33,841.2	該当なし

1　2012年度中、SEKは融資申出を提供する手法を変更した。変更された手法では、拘束力のある融資申出または拘束力のない融資申出が提供される。拘束力のある融資申出は、コミットメント契約に含まれる。

連結株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	準 備 金		利益剰余金
(単位：百万クローナ)			*ヘッジ準備金*	*公正価値準備金*	
2011年度株主資本期首残高	12,569.8	3,990.0	28.5	-33.7	8,585.0
当年度純利益	1,399.5				1,399.5
その他の包括利益：					
公正価値の変動額					
売却可能証券	-0.8			-0.8	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	546.9		546.9		
再分類済損益	-139.3		-152.2	12.9	
その他の包括利益への課税	-107.0		-103.8	-3.2	
その他の包括利益合計	299.8		290.9	8.9	
包括利益合計	1,699.3		290.9	8.9	1,399.5
配当金	-301.0				-301.0
2011年度株主資本期末残高[1]	**13,968.1**	**3,990.0**	**319.4**	**-24.8**	**9,683.5**
2012年度株主資本期首残高	13,968.1	3,990.0	319.4	-24.8	9,683.5
当年度純利益	708.8				708.8
その他の包括利益：					
公正価値の変動額					
売却可能証券	6.6			6.6	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	358.2		358.2		
再分類済損益	-189.1		-190.0	0.9	
その他の包括利益への課税	-20.4		-18.4	-2.0	
その他の包括利益合計	155.3		149.8	5.5	
包括利益合計	864.1		149.8	5.5	708.8
配当金	-420.0				-420.0
2012年度株主資本期末残高[1]	**14,412.2**	**3,990.0**	**469.2**	**-19.3**	**9,972.3**

1　全株主資本は、親会社の株主に帰属する。

親会社の株主資本変動計算書

	株主資本	株式資本	法定準備金	公正価値準備金		利益剰余金
(単位：百万クローナ)				*ヘッジ準備金*	*公正価値準備金*	
2011年度株主資本期首残高	10,889.7	3,990.0	198.0	28.5	-33.7	6,706.9
当年度純利益	1,112.4					1,112.4
その他の包括利益：						
公正価値の変動額						
売却可能証券	-0.8				-0.8	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	546.9			546.9		
再分類済損益	-139.3			-152.2	12.9	
その他の包括利益への課税	-107.0			-103.8	-3.2	
その他の包括利益合計	299.8			290.9	8.9	
包括利益合計	1,412.2			290.9	8.9	1,112.4
配当金	-301.0					-301.0
2011年度株主資本期末残高	**12,000.9**	**3,990.0**	**198.0**	**319.4**	**-24.8**	**7,518.3**
2012年度株主資本期首残高	12,000.9	3,990.0	198.0	319.4	-24.8	7,518.3
当年度純利益	548.0					548.0
その他の包括利益：						
公正価値の変動額						
売却可能証券	6.6				6.6	
キャッシュフロー・ヘッジのデリバティブ証券	358.2			358.2		
再分類済損益	-189.1			-190.0	0.9	
その他の包括利益への課税	-20.4			-18.4	-2.0	
その他の包括利益合計	155.3			149.8	5.5	
包括利益合計	703.3			149.8	5.5	548.0
配当金	-420.0					-420.0
2012年度株主資本期末残高	**12,284.2**	**3,990.0**	**198.0**	**469.2**	**-19.3**	**7,646.3**

連結グループのキャッシュフロー計算書

	連結グループ	
(単位：百万クローナ)	**2012年**	**2011年**[3]
営業活動		
営業利益[1]	824.4	1,889.1
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
減損金融商品の評価損	23.4	110.9
減価償却費	19.5	14.5
デリバティブ	833.0	567.6
子会社の売却益	-	-105.1
為替差額	-3.8	-4.6
未実現の公正価値の変動額	1,151.7	-41.5
その他	127.7	36.4
法人税支払額	-285.7	-1,187.5
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	**1,865.8**	**-609.3**
貸出実行額	-50,370.8	-57,673.4
貸出返済額	48,843.3	41,113.1
保有債券および証券の純減	-9,469.4	30,975.3
その他の変動(純額)	-453.6	-66.0
営業活動からのキャッシュフロー	**-8,760.3**	**15,628.8**
投資活動		
資本的支出	-41.7	139.1
投資活動からのキャッシュフロー	**-41.7**	**139.1**
財務活動		
短期非劣後債務手取額	11,842.7	3,403.6
長期非劣後債務手取額	45,801.1	50,167.8
債務返済額	-27,141.6	-37,565.7
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-22,694.4	-36,522.6
支払配当	-420.0	-301.0
財務活動からのキャッシュフロー	**7,387.8**	**-20,817.9**
当年度のキャッシュフロー(純額)	**-1,414.2**	**-5,050.0**
現金および現金等価物の為替差額	2.8	1.6
期首現金および現金等価物残高	3,749.6	8,798.0
期末現金および現金等価物残高[2]	**2,338.2**	**3,749.6**

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

[1] 受領済受取利息および支払済支払利息		連結グループ
(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
受領済受取利息	11,437.6	10,446.9
支払済支払利息	9,422.7	8,534.9

[2] 現金および現金等価物		連結グループ
(単位：百万クローナ)	2012年	2011年
銀行預金	148.2	231.8
現金等価物	2,190.0	3,517.8
現金および現金等価物合計	**2,338.2**	**3,749.6**

[3] 一部の比較数値は、各年度の比較性を確保するために修正再表示されている。

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。

親会社のキャッシュフロー計算書

	親会社	
(単位：百万クローナ)	**2012年**	**2011年**[3]
営業活動		
営業利益[1]	757.9	1,816.2
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額：		
減損子会社株式の評価損	-	39.7
減損金融商品の評価損	28.7	114.9
減価償却費	19.5	13.9
デリバティブ	833.0	567.6
子会社の売却益	-	-54.7
為替差額	-3.8	-4.6
未実現の公正価値の変動額	1,151.7	-41.5
その他	175.0	45.5
法人税支払額	-299.9	-1,168.8
営業利益のキャッシュフロー転換のための調整額合計	**1,904.2**	**-488.0**
貸出実行額	-50,370.8	-57,673.4
貸出返済額	48,878.0	40,994.0
保有債券および証券の純減	-9,474.7	30,979.5
その他の変動(純額)	-461.6	50.2
営業活動からのキャッシュフロー	**-8,767.0**	**15,678.5**
投資活動		
資本的支出	-41.7	95.8
投資活動からのキャッシュフロー	**-41.7**	**95.8**
財務活動		
短期非劣後債務手取額	11,842.7	3,403.6
長期非劣後債務手取額	45,801.1	50,167.7
債務返済額	-27,076.6	-37,568.5
買戻長期債務および繰上償還長期債務	-22,694.4	-36,522.6
支払配当	-420.0	-301.0
財務活動からのキャッシュフロー	**7,452.8**	**-20,820.8**
当年度のキャッシュフロー(純額)	**-1,355.9**	**-5,046.5**
現金および現金等価物の為替差額	2.8	1.7
期首現金および現金等価物残高	3,666.2	8,711.0
期末現金および現金等価物残高[2]	**2,313.1**	**3,666.2**

キャッシュフロー計算書に対するコメント：

[1] **受領済受取利息および支払済支払利息**		**親会社**
(単位：百万クローナ)	**2012年**	**2011年**
受領済受取利息	11,425.9	10,164.1
支払済支払利息	9,423.5	8,246.2

[2] **現金および現金等価物**		**親会社**
(単位：百万クローナ)	**2012年**	**2011年**
銀行預金	123.1	148.4
現金等価物	2,190.0	3,517.8
現金および現金等価物合計	**2,313.1**	**3,666.2**

[3] 一部の比較数値は、各年度の比較性を確保するために修正再表示されている。

この文脈において現金および現金等価物は、直ぐに現金化が可能な銀行預金および取引日からの残余期間が3ヶ月を超えない短期預金を含む。